

練馬の介護保険

—平成 29 年度（2017 年度）実績報告—

練 馬 区

目 次

1	高齢者人口と被保険者	1
2	介護保険料	4
3	要介護認定	10
4	保険給付	15
5	地域支援事業	31
6	介護保険財政	36
7	事業者	40
8	介護人材の確保・育成	43
9	相談・苦情への対応など	46
10	諮問機関	48
11	介護保険事業計画	53
12	資料	54

※本冊子は、新元号の公表前に作成しているため、平成 31 年度以降の年次についても、「平成」で表示しています。

1 高齢者人口と被保険者

(1) 練馬区の高齢者人口

平成 30 年 4 月 1 日現在の練馬区の人口は 729,933 人であり、そのうち高齢者（65 歳以上）の人口は 158,862 人、高齢化率 21.76%となっている。

練馬区の高齢者人口

各年 4 月 1 日現在(単位:人)

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
総人口	男	349,485	350,774	352,569	354,234	355,507
	女	362,922	365,603	368,346	371,374	374,426
	計	712,407	716,377	720,915	725,608	729,933
第 2 号被保険者 (40 歳以上 64 歳以下)人口	男	123,429	124,209	125,650	127,091	128,284
	女	119,299	120,349	121,571	123,066	124,626
	計	242,728	244,558	247,221	250,157	252,910
高齢者(65 歳以上)人口 (高齢化率)	男	63,608	65,374	66,554	67,346	67,992
	女	85,849	87,773	89,208	90,087	90,870
	計	149,457 (20.98%)	153,147 (21.38%)	155,762 (21.61%)	157,433 (21.70%)	158,862 (21.76%)
前期高齢者(65 歳以上 74 歳以下)人口 (前期高齢者割合)	男	34,481	35,603	35,854	35,621	35,477
	女	40,101	40,680	40,467	39,638	39,091
	計	74,582 (10.47%)	76,283 (10.65%)	76,321 (10.59%)	75,259 (10.37%)	74,568 (10.22%)
後期高齢者(75 歳以上) 人口 (後期高齢者割合)	男	29,127	29,771	30,700	31,725	32,515
	女	45,748	47,093	48,741	50,449	51,779
	計	74,875 (10.51%)	76,864 (10.73%)	79,441 (11.02%)	82,174 (11.32%)	84,294 (11.55%)
85 歳以上人口 (85 歳以上人口割 合)	男	6,580	6,947	7,496	8,029	8,607
	女	13,882	14,808	15,699	16,599	17,719
	計	20,462 (2.87%)	21,755 (3.04%)	23,195 (3.22%)	24,628 (3.39%)	26,326 (3.61%)

※出典：練馬区住民基本台帳

(2) 第 1 号被保険者

原則として区内に住所を有する 65 歳以上の方である。住所地特例（(4)を参照）により、練馬区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き、練馬区の被保険者となる。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、保険者である練馬区に直接納める。

第1号被保険者数

(単位：人)

年	H26	H27	H28	H29	H30
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	150,037	153,724	156,429	158,154	159,716
総人口 (各年4月1日現在)	712,407	716,377	720,915	725,608	729,933
比率	21.1%	21.5%	21.7%	21.8%	21.9%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年	H26	H27	H28	H29	H30
65～69	38,660	40,687	42,804	42,291	39,667
70～74	36,001	35,658	33,584	33,047	35,009
75～79	30,961	30,759	30,760	31,341	31,545
80～84	23,696	24,604	25,770	26,507	26,807
85～89	13,609	14,471	15,290	16,113	17,003
90～94	5,396	5,736	6,275	6,786	7,438
95～99	1,439	1,539	1,657	1,779	1,954
100～	275	270	289	290	293
合計	150,037	153,724	156,429	158,154	159,716

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	
取得	65歳到達	9,284	9,102	8,028	7,347	7,283
	転入	1,460	1,472	1,527	1,530	1,532
	その他	254	270	371	357	466
	増計	10,998	10,844	9,926	9,234	9,281
喪失	死亡	4,758	4,863	4,926	5,279	5,312
	転出	1,924	2,089	2,086	2,010	2,137
	その他	202	205	209	220	270
	減計	6,884	7,157	7,221	7,509	7,719

※その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

(3) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険に加入している方である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となり、要介護(要支援)認定を受けた場合に介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、練馬区に直接納めることはなく、各医療保険者に医療保険料の一部として納める。納めた保険料は、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付し、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業交付金として、区に交付される。

(4) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、引き続き、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。住所地特例対象施設は、つぎのとおりである。

ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護療養型医療施設
エ 養護老人ホーム オ 有料老人ホーム※ カ 軽費老人ホーム

※有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、地域密着型特定施設入居者生活介護に該当しない住宅は全て特定施設入居者生活介護に該当し、住所地特例の対象となる。ただし、当該住宅に平成 27 年 3 月 31 日以前から入居している方は住所地特例適用の対象外となる。

② 他住所地特例者

①の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、引き続き、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を提出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年 3 月 31 日現在（単位：人）

年 区分	H26	H27	H28	H29	H30
住 所 地 特 例 者	942	998	1,169	1,295	1,465
他 住 所 地 特 例 者	363	393	457	521	573
適用除外施設入所者	45	52	54	58	55

2 介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付の見込みや人口の推移などを基に、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で定めている。保険者（区）が賦課・徴収する。

第5期(平成24～26年度)

段階	対象者			料率	保険料額	
第1段階	生活保護受給の方			0.50	31,440円	
	老齢基礎年金受給の方					
第2段階	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.50	31,440円
特例第3段階			80万円を超えて120万円以下の方	0.60	37,730円	
第3段階			120万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	0.70	44,020円	
特例第4段階			同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.80
第4段階	80万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	1.00		基準額 62,880円 基準月額 ※5,240円		
第5段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方		1.10	69,170円
第6段階			125万円以上 200万円未満の方		1.22	76,720円
第7段階			200万円以上 300万円未満の方		1.35	84,890円
第8段階			300万円以上 400万円未満の方		1.49	93,700円
第9段階			400万円以上 600万円未満の方		1.65	103,760円
第10段階			600万円以上 800万円未満の方		1.82	114,450円
第11段階			800万円以上 1,000万円未満の方		2.00	125,760円
第12段階			1,000万円以上の方		2.20	138,340円

※基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第6期(平成27～29年度)および第7期(平成30～32年度)

段階	対象者		第6期 (平成27～29年度)		第7期 (平成30～32年度)				
			料率	保険料額	料率	保険料額			
第1段階	生活保護受給の方		0.45	31,460円	0.40	31,080円			
	本人が特別区 民 税	同じ世帯に いる全員が特別 区民税非 課税					老齢基礎年金受給の方		
本人の前 年の課税 対象年金 収入額と 合計所得 金額の合 計が			80万円 以下の方	0.60	41,940円	0.57	44,280円		
			80万円 を超えて 120万円 以下の方						
120万円 を超える 方(本人が 特別区民 税未申告 の方を含 む)		0.70	48,930円	0.67	52,080円				
第4段階		非 課 税	同じ世帯 に特別区 民税課税 の方がい る	本人の前 年の課税 対象年金 収入額と 合計所得 金額の合 計が	80万円 以下の方	0.80	55,920円	0.77	59,880円
第5段階				80万円 を超える 方(本人が 特別区民 税未申告 の方を含 む)	1.00	基準額 69,900円 基準月額※ 5,825円	1.00	基準額 77,640円 基準月額※ 6,470円	
第6段階		本人が特別区 民 税 課 税	本人の前 年の合計 所得金額 が	125万円未満の方		1.13	78,990円	1.08	83,880円
第7段階				125万円以上 200万円未満の方		1.28	89,480円	1.24	96,360円
第8段階				200万円以上 300万円未満の方		1.49	104,160円	1.49	115,800円
第9段階				300万円以上 400万円未満の方		1.68	117,440円	1.68	130,440円
第10段階	400万円以上 600万円未満の方			1.88	131,420円	2.00	155,280円		
第11段階	600万円以上 800万円未満の方			2.10	146,790円	2.30	178,680円		
第12段階	800万円以上 1,000万円未満の方			2.33	162,870円	2.60	201,960円		
第13段階	1,000万円以上 1,500万円未満の方			2.60	181,740円	2.90	225,240円		
第14段階	1,500万円以上 2,000万円未満の方			2.80	195,720円	3.20	248,520円		
第15段階	2,000万円以上の方			3.00	209,700円	3.50	271,800円		

※基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在（単位：人）

所得段階		年度	
		H25	H26
第1段階	被保険者数	6,987	7,319
	構成比	4.7%	4.8%
第2段階	被保険者数	23,442	23,712
	構成比	15.6%	15.4%
特例第3段階	被保険者数	8,266	8,772
	構成比	5.5%	5.7%
第3段階	被保険者数	9,609	9,935
	構成比	6.4%	6.5%
特例第4段階	被保険者数	22,367	22,080
	構成比	14.9%	14.4%
第4段階	被保険者数	14,126	14,567
	構成比	9.4%	9.5%
第5段階	被保険者数	15,446	16,216
	構成比	10.3%	10.6%
第6段階	被保険者数	17,369	17,723
	構成比	11.6%	11.5%
第7段階	被保険者数	13,862	13,717
	構成比	9.2%	8.9%
第8段階	被保険者数	6,332	6,470
	構成比	4.2%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,169	5,347
	構成比	3.4%	3.5%
第10段階	被保険者数	1,955	2,194
	構成比	1.3%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,123	1,256
	構成比	0.7%	0.8%
第12段階	被保険者数	3,837	4,280
	構成比	2.6%	2.8%
合計	被保険者数	149,890	153,588
	構成比	100%	100%

所得段階		年度		
		H27	H28	H29
第1段階	被保険者数	32,030	31,861	31,861
	構成比	20.5%	20.2%	20.0%
第2段階	被保険者数	9,156	9,538	9,894
	構成比	5.9%	6.0%	6.2%
第3段階	被保険者数	10,261	10,411	10,550
	構成比	6.6%	6.6%	6.6%
第4段階	被保険者数	22,123	21,548	20,934
	構成比	14.2%	13.6%	13.1%
第5段階	被保険者数	14,769	15,206	15,678
	構成比	9.4%	9.6%	9.8%
第6段階	被保険者数	17,124	17,712	18,225
	構成比	11.0%	11.2%	11.4%
第7段階	被保険者数	18,432	18,728	19,201
	構成比	11.8%	11.9%	12.0%
第8段階	被保険者数	13,114	13,239	13,339
	構成比	8.4%	8.4%	8.4%
第9段階	被保険者数	6,459	6,684	6,716
	構成比	4.1%	4.2%	4.2%
第10段階	被保険者数	5,388	5,383	5,487
	構成比	3.3%	3.4%	3.4%
第11段階	被保険者数	2,111	2,155	2,129
	構成比	1.3%	1.4%	1.3%
第12段階	被保険者数	1,207	1,225	1,220
	構成比	0.8%	0.8%	0.8%
第13段階	被保険者数	1,662	1,743	1,692
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%
第14段階	被保険者数	797	804	840
	構成比	0.5%	0.5%	0.5%
第15段階	被保険者数	1,665	1,775	1,816
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%
合計	被保険者数	156,298	158,012	159,582
	構成比	100%	100%	100%

※ 保険料賦課日を基準としているため、P2の第1号被保険者数とは異なる。
 ※ 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料収納状況

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。

① 介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
区分						
調定額(A)		9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890	11,381,314,090	11,515,902,000
収納額	金額(B)	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780	11,136,277,480	11,279,992,480
	収納率(B/A)	97.6%	97.6%	97.7%	97.8%	98.0%
収入未済額	金額(C)	220,885,747	223,177,590	257,314,110	245,036,610	235,909,520
	収入未済率(C/A)	2.4%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
区分						
調定額(A)		357,856,127	415,675,177	432,217,214	467,828,774	484,261,129
収納額	金額(B)	54,132,450	62,022,563	64,639,730	69,603,501	67,084,040
	収納率(B/A)	15.1%	14.9%	15.0%	14.9%	13.9%
不納欠損額	金額(C)	108,934,247	144,612,990	157,062,820	159,018,054	176,846,240
	不納欠損率(C/A)	30.5%	34.8%	36.3%	34.0%	36.5%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	194,789,430	209,039,624	210,514,664	239,207,219	240,330,849
	収入未済率(D/A)	54.4%	50.3%	48.7%	51.1%	49.6%

② 徴収方法別の収納状況 (現年分)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
徴収方法						
特別徴収	調定者数(人)	126,609	130,240	132,418	136,030	137,633
	調定額(円)	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360	9,770,694,330	9,887,949,460
	収納額(円)	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360	9,770,694,330	9,887,949,460
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数(人)	29,327	29,596	30,091	28,560	28,535
	調定額(円)	1,395,456,860	1,429,371,950	1,626,323,530	1,610,619,760	1,627,952,540
	収納額(円)	1,174,571,113	1,206,194,360	1,369,009,420	1,365,583,150	1,392,043,020
	収納率	84.2%	84.4%	84.2%	84.8%	85.5%
合計	調定者数(人)	155,936	159,836	162,509	164,590	166,168
	調定額(円)	9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890	11,381,314,090	11,515,902,000
	収納額(円)	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780	11,136,277,480	11,279,992,480
	収納率	97.6%	97.6%	97.7%	97.8%	98.0%

③ 口座振替の状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
普通徴収被保険者数	28,189	28,506	27,879	27,500	27,479
口座振替加入者数	5,360	5,322	5,127	4,922	4,863
口座振替加入率	19.0%	18.7%	18.4%	17.9%	17.7%

【参考】保険料基準月額

第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～32 年度)
3,100円	3,300円	3,950円	3,950円	5,240円	5,825円	6,470円

(3) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため保険者（区）は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・徴収することはない。

各医療保険者は、徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付し、平成29年度は、区の保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業にかかる経費の28%に相当する金額が、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業交付金として、区に交付された。

被保険者の負担割合

期 区分	第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～32 年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
減免者数（人）	5	10	14	16	8
減免金額（円）	276,750	347,750	475,430	459,090	236,090

(5) 震災減免

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を被災した後に、練馬区に転入した第 1 号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成 24 年 10 月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
減免者数 (人)	7	7	11	12	17
減免金額 (円)	369, 650	399, 940	576, 980	841, 970	913, 630

(6) 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

平成 27 年度から、公共事業への協力により自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った被保険者に係る保険料について減免の対象とした。当初の保険料額と、合計所得金額から売却による譲渡所得金額（上限 5,000 万円）を控除して得た額により算定する保険料額に差額が生じた場合に減免を行う。

なお、平成 30 年 4 月の制度改正において、土地、建物等の売却による収入のうち、一定額を特別控除額として合計所得金額から控除して保険料を算定することとなったことに伴い、本減免は平成 29 年度末をもって廃止した。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
減免者数 (人)	—	—	20	14	9
減免金額 (円)	—	—	1, 966, 200	1, 277, 050	1, 005, 120

(7) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。（平成 25～26 年度は第 3 段階または特例第 3 段階を第 2 段階に減額）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
減額者数 (人)	86	93	100	92	104
減額金額 (円)	1, 081, 140	778, 350	1, 182, 030	1, 120, 300	1, 244, 330

3 要介護認定

(1) 要支援・要介護認定の申請

介護保険のサービスを利用するためには、区に申請をして、要介護（要支援）認定を受けなければならない。要介護（要支援）認定は、どれくらいの介護サービスを必要とするかという介護の必要度を「介護の手間」という共通の基準で判断するものである。申請は、本人または家族等が、介護保険課に行くか、地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業者等を通して行う。

要支援・要介護認定申請の受理件数 (単位：件)

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29
新規	6,877	7,104	6,915	7,496	7,767
更新	17,008	18,214	19,470	15,483	19,143
区分変更※	3,476	3,665	3,639	3,943	4,132
転入	355	380	363	360	357
合計	27,716	29,363	30,387	27,282	31,399

※認定有効期間内に心身の状態が改善または悪化等により、現在の要支援・要介護度区分に該当しなくなった場合に行う変更申請

(2) 認定調査

区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、ご自宅等を訪問して心身の状況などを調査する。申請のうち、新規申請および区分変更申請の調査については、原則として区の職員が行う。

認定調査機関別件数 (単位：件)

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29
区※	8,994	9,346	9,868	10,127	10,323
他市区町村（嘱託）	98	101	88	62	61
居宅介護支援事業者等（委託）	18,007	19,025	19,582	16,010	19,704
施設（委託）	0	0	0	0	0
合計	27,099	28,472	29,538	26,199	30,088

※介護保険課のほか、地域包括支援センター等の実施分を含む。

(3) 調査員研修

認定調査員の判断基準を平準化するために、知識の習得や調査能力の向上を図るための研修を実施している。

① 新規研修

新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。

② 現任研修

区内居宅介護支援事業者等の調査員を対象に、調査能力の向上を目的に実施している。

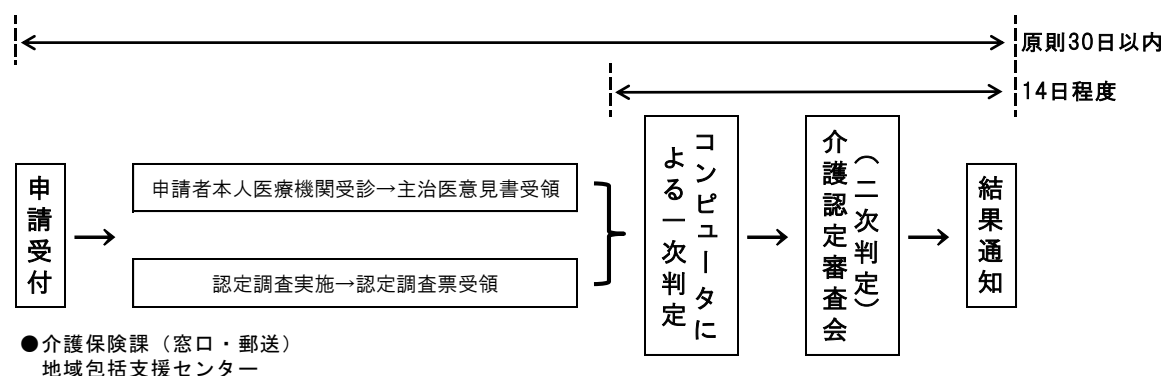
研修回数および参加者数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
回数 (回)	5	5	5	6	6
延べ参加者数 (人)	199	172	188	204	133

(4) 要介護認定審査

要支援・要介護度は、調査員の訪問調査結果による一次判定（コンピュータ判定）を、調査員が記載した特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査（二次判定）を経て認定する。

要介護・要支援認定の流れ



介護認定審査会開催数・審査判定数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
審査会開催数 (回)	764	765	792	819	828
審査判定数 (件)	26,593	27,689	29,493	25,624	29,541

審査会判定結果内訳

(単位：人)

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
非該当	123	181	219	132	210
要支援1	3,053	3,371	3,549	2,113	3,368
要支援2	3,598	3,752	3,980	2,240	3,573
要介護1	5,975	6,301	7,029	6,269	6,954
要介護2	4,778	4,685	5,194	4,956	5,280
要介護3	3,147	3,285	3,300	3,419	3,572
要介護4	2,995	2,947	3,160	3,202	3,428
要介護5	2,924	3,167	3,062	3,293	3,156
合計	26,593	27,689	29,493	25,624	29,541

認定の更新等による要支援・要介護度の変化 (平成 29 年度)

(単位：人)

前回の介護度		今回の介護度							
介護度	認定者数	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要支援1	2,566	68 (2.7%)	1,032 (40.2%)	638 (24.9%)	431 (16.8%)	216 (8.4%)	73 (2.8%)	66 (2.6%)	42 (1.6%)
要支援2	3,119	13 (0.4%)	534 (17.1%)	1,224 (39.2%)	716 (23.0%)	387 (12.4%)	105 (3.4%)	92 (2.9%)	48 (1.5%)
要介護1	6,002	13 (0.2%)	236 (3.9%)	508 (8.5%)	2,786 (46.4%)	1,475 (24.6%)	537 (8.9%)	300 (5.0%)	147 (2.4%)
要介護2	4,368	6 (0.1%)	63 (1.4%)	135 (3.1%)	762 (17.4%)	1,637 (37.5%)	930 (21.3%)	555 (12.7%)	280 (6.4%)
要介護3	2,672	1 (0.0%)	13 (0.5%)	21 (0.8%)	185 (6.9%)	369 (13.8%)	934 (35.0%)	716 (26.8%)	433 (16.2%)
要介護4	2,095	0 (0.0%)	18 (0.9%)	12 (0.6%)	100 (4.8%)	169 (8.1%)	299 (14.3%)	880 (42.0%)	617 (29.5%)
要介護5	1,460	2 (0.1%)	4 (0.3%)	3 (0.2%)	23 (1.6%)	46 (3.2%)	95 (6.5%)	200 (13.7%)	1,087 (74.5%)
計	22,282	103 (0.5%)	1,900 (8.5%)	2,541 (11.4%)	5,003 (22.5%)	4,299 (19.3%)	2,973 (13.3%)	2,809 (12.6%)	2,654 (11.9%)
新規申請	7,259	107 (1.5%)	1,468 (20.2%)	1,032 (14.2%)	1,951 (26.9%)	981 (13.5%)	599 (8.3%)	619 (8.5%)	502 (6.9%)
認定者総計	29,541								

要介護度の改善状況 (平成 29 年度)

(単位：人)

前回の介護度		今回の介護度		
介護度	認定者数	軽度化	維持	重度化
要支援1	2,566	68 (2.7%)	1,032 (40.2%)	1,466 (57.1%)
要支援2	3,119	547 (17.5%)	1,224 (39.2%)	1,348 (43.2%)
要介護1	6,002	757 (12.6%)	2,786 (46.4%)	2,459 (41.0%)
要介護2	4,368	966 (22.1%)	1,637 (37.5%)	1,765 (40.4%)
要介護3	2,672	589 (22.0%)	934 (35.0%)	1,149 (43.0%)
要介護4	2,095	598 (28.5%)	880 (42.0%)	617 (29.5%)
要介護5	1,460	373 (25.5%)	1,087 (74.5%)	—
計	22,282	3,898 (17.5%)	9,580 (43.0%)	8,807 (39.5%)

第1号被保険者年齢別認定者の内訳 (平成 30 年 3 月末)

(単位：人)

年齢	被保険者数	認定者数	要支援			要介護					
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計
65～69	39,667	1,271	143	152	295	224	289	154	161	148	976
70～74	35,009	2,374	280	301	581	418	561	324	255	235	1,793
小計	74,676	3,645	423	453	876	642	850	478	416	383	2,769
認定率		4.9%	0.6%	0.6%	1.2%	0.9%	1.1%	0.6%	0.6%	0.5%	3.7%
75～79	31,545	4,259	622	580	1,202	814	862	588	424	369	3,057
80～84	26,807	7,867	1,096	1,167	2,263	1,541	1,686	933	795	649	5,604
85～89	17,003	8,688	963	1,127	2,090	1,753	1,818	1,170	1,012	845	6,598
90～94	7,438	5,458	425	503	928	993	1,214	872	796	655	4,530
95～99	1,954	1,715	43	83	126	232	361	329	373	294	1,589
100～	293	276	3	5	8	17	41	56	70	84	268
小計	85,040	28,263	3,152	3,465	6,617	5,350	5,982	3,948	3,470	2,896	21,646
認定率		33.2%	3.7%	4.1%	7.8%	6.3%	7.0%	4.6%	4.1%	3.4%	25.4%
合計	159,716	31,908	3,575	3,918	7,493	5,992	6,832	4,426	3,886	3,279	24,415
認定率		20.0%	2.2%	2.5%	4.7%	3.7%	4.3%	2.8%	2.4%	2.1%	15.3%

※認定率は第1号被保険者数と要介護（要支援）認定者数との比率

要支援・要介護認定者数

各年3月31日現在（単位：人）

区分		年				
		H26	H27	H28	H29	H30
要支援1	第1号被保険者	2,679	2,992	3,156	3,498	3,575
	第2号被保険者	35	29	35	49	39
	合計	2,714	3,021	3,191	3,547	3,614
	構成比	9.4%	10.0%	10.4%	11.1%	11.1%
要支援2	第1号被保険者	3,069	3,194	3,467	3,951	3,918
	第2号被保険者	53	41	57	63	74
	合計	3,122	3,235	3,524	4,014	3,992
	構成比	10.8%	10.7%	11.5%	12.6%	12.3%
要介護1	第1号被保険者	5,827	6,524	5,977	5,720	5,992
	第2号被保険者	96	124	92	100	94
	合計	5,923	6,648	6,069	5,820	6,086
	構成比	20.4%	22.0%	19.7%	18.3%	18.7%
要介護2	第1号被保険者	6,104	6,130	6,545	6,771	6,832
	第2号被保険者	159	149	139	131	142
	合計	6,263	6,279	6,684	6,902	6,974
	構成比	21.6%	20.8%	21.7%	21.7%	21.4%
要介護3	第1号被保険者	3,954	4,088	4,166	4,323	4,426
	第2号被保険者	103	98	88	92	105
	合計	4,057	4,186	4,254	4,415	4,531
	構成比	14.0%	13.9%	13.8%	13.9%	13.9%
要介護4	第1号被保険者	3,538	3,466	3,629	3,690	3,886
	第2号被保険者	81	80	79	84	87
	合計	3,619	3,546	3,708	3,774	3,973
	構成比	12.5%	11.8%	12.1%	11.9%	12.2%
要介護5	第1号被保険者	3,203	3,146	3,193	3,265	3,279
	第2号被保険者	120	104	114	109	109
	合計	3,323	3,250	3,307	3,374	3,388
	構成比	11.5%	10.8%	10.8%	10.6%	10.4%
合計	第1号被保険者	28,374	29,540	30,133	31,218	31,908
	第2号被保険者	647	625	604	628	650
	合計	29,021	30,165	30,737	31,846	32,558
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 情報提供

ケアプランを作成するために必要な認定調査票および主治医意見書等の情報を、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

情報提供件数

(単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	14,387	14,496	15,596	15,082	16,077

(6) 介護認定審査会

介護認定審査会は、要支援・要介護認定に係る審査および判定を行うために、保健、医療または福祉に関する学識経験者のうちから、区長が任命する委員で構成される合議体である。委員の総定数は条例で 280 人以内、各合議体の定数は規則で 4 人と定めている。任期は 2 年で、再任することができる。平成 30 年 3 月 31 日現在、委員は 253 人、合議体数は 48 となっている。平成 29 年度は、828 回開催し、29,541 件の審査判定を行った。

介護認定審査会委員に対しては、判定結果における合議体間の平準化に取り組むため、審査判定の要点および手順などの研修を実施している。

介護認定審査会委員構成 平成 30 年 3 月 31 日現在 (単位：人)

医師	61
歯科医師	30
薬剤師	22
三療師 (はり・灸・マッサージ・指圧)	4
柔道整復師	4
介護老人保健施設職員	23
介護老人福祉施設職員	60
訪問看護ステーション職員	13
その他 (福祉施設等職員経験者)	36
合 計	253

※任期 2 年間 (平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月)

介護認定審査会委員研修参加者数 (単位：人)

区分	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
新任研修(区主催)	46	3	31	0	46
新任研修(都主催)	5	0	11	0	7
現任研修(区主催)	113	108	117	114	134
現任研修(都主催)	16	18	24	18	27

4 保険給付

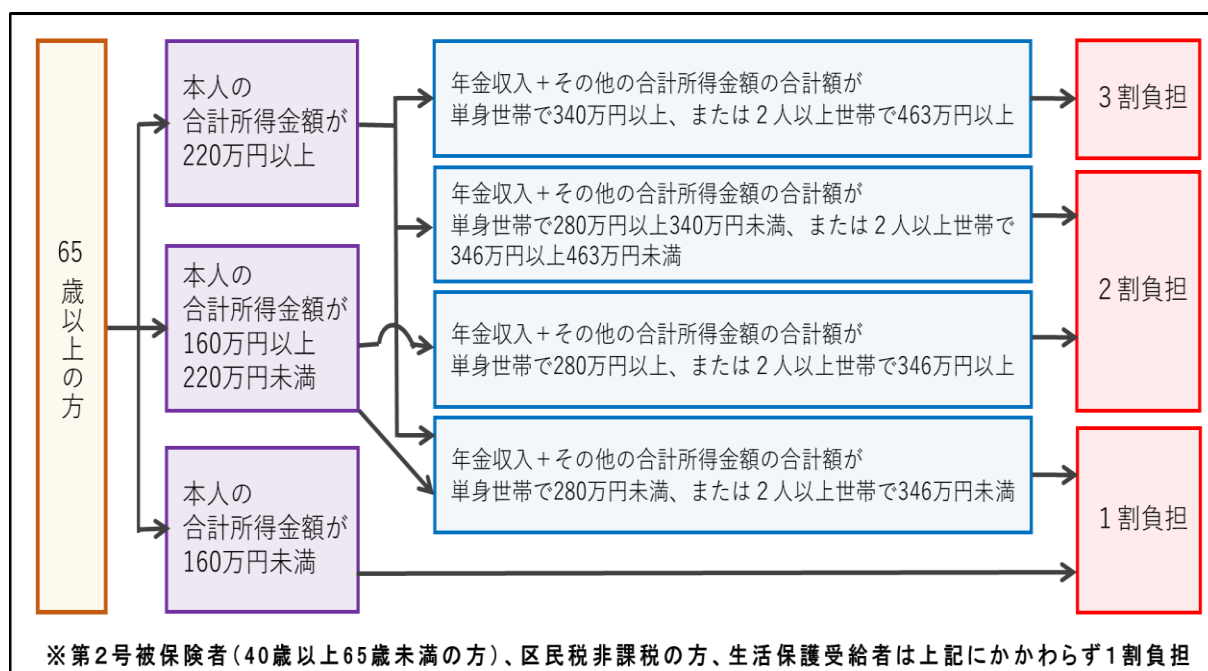
介護保険のサービスには、在宅などで利用する「居宅サービス・介護予防サービス」、介護保険施設に入所・入院して利用する「施設サービス」および住み慣れた地域で利用する「地域密着型サービス」がある。

(1) 保険給付の状況

① 利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合、本人および世帯の合計所得金額に応じて、サービス利用に要した費用の1割もしくは2割に相当する額が利用者負担となり、残りを介護保険から給付する。ただし、平成30年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い方（現役並み所得の方）の自己負担は3割となった。

利用者負担判定の流れ（平成30年8月以降）



※出典：厚生労働省作成の周知リーフレットをもとに作成

負担割合対象者数

各年3月31日現在（単位：人）

	H28	H29	H30
1割負担者	25,653	26,588	27,396
2割負担者	5,079	5,261	5,175

※出典：介護保険事業状況報告（東京都福祉保健局）

② ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。

介護予防サービスを利用する場合は、地域包括支援センターにケアプラン（介護予防サ

ービス計画) 作成を依頼する。

居宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者にケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接サービス提供事業者
にケアプラン作成を依頼する。

また、居宅サービスのケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ地域包括支
援センターにケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。この場合、区が給付管理
票を作成し、介護給付の審査支払業務を行う国民健康保険団体連合会へ提出する。

ケアプラン自己作成状況

(単位：件 ※各年度1年間の累計数値)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
自己作成計画給付管理件数	96	79	105	191	139

③ 居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

介護保険で利用できるサービスは、要介護度等に応じて利用限度額が決まっている。利
用者は原則として、限度額内で利用したサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応
じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。

区分支給限度額に対する利用割合(平成29年度)

区 分	支給限度単位数(A)	平均計画単位数(B)	支給限度額に対する平均 計画単位数の割合(B/A)
要支援1	5,003単位	1,847単位	36.9%
要支援2	10,473単位	3,048単位	29.1%
要介護1	16,692単位	5,973単位	35.8%
要介護2	19,616単位	8,592単位	43.8%
要介護3	26,931単位	14,120単位	52.4%
要介護4	30,806単位	17,910単位	58.1%
要介護5	36,065単位	23,015単位	63.8%

居宅サービス・介護予防サービスの要介護度別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

年度 区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	14,768	6.5%	17,277	7.2%	12,686	5.4%	7,232	3.1%	8,569	3.6%
要支援2	22,977	10.1%	24,728	10.2%	19,043	8.0%	14,123	6.2%	16,316	6.9%
要支援計	37,745	16.6%	42,005	17.4%	31,729	13.4%	21,355	9.3%	24,885	10.5%
要介護1	50,449	22.2%	56,468	23.4%	59,982	25.3%	54,673	24.0%	55,406	23.5%
要介護2	60,225	26.5%	61,973	25.7%	63,614	26.8%	67,943	29.8%	70,565	29.9%
要介護3	35,832	15.7%	37,014	15.3%	37,151	15.7%	38,467	16.9%	38,993	16.6%
要介護4	24,515	10.8%	25,646	10.6%	25,656	10.8%	26,152	11.5%	26,599	11.3%
要介護5	18,747	8.2%	18,468	7.6%	18,853	8.0%	19,338	8.5%	19,286	8.2%
要介護計	189,768	83.4%	199,569	82.6%	205,256	86.6%	206,573	90.7%	210,849	89.5%
合 計	227,513	100%	241,574	100%	236,985	100%	227,928	100%	235,734	100%

※複数の種類のサービスを利用している場合も1人として計上

居宅サービス・介護予防サービスの種類別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度	H25	H26	H27	H28	H29
訪問介護	介護給付		85,663	85,787	84,407	81,159	80,168
	予防給付		23,489	24,128	12,890	446	95
	計		109,152	109,915	97,297	81,605	80,263
訪問入浴介護	介護給付		6,218	6,105	5,868	5,864	5,495
	予防給付		7	0	0	1	2
	計		6,225	6,105	5,868	5,865	5,497
訪問看護	介護給付		21,904	24,385	28,343	31,941	35,352
	予防給付		809	953	1,418	2,370	2,960
	計		22,713	25,338	29,761	34,311	38,312
訪問リハビリテーション	介護給付		3,336	3,661	3,680	3,940	4,527
	予防給付		138	158	188	278	312
	計		3,474	3,819	3,868	4,218	4,839
居宅療養管理指導	介護給付		44,825	50,375	55,696	61,317	65,959
	予防給付		1,640	2,149	2,405	2,954	3,614
	計		46,465	52,524	58,101	64,271	69,573
通所介護	介護給付		80,783	86,674	90,068	62,080	59,869
	予防給付		13,377	16,361	9,595	219	58
	計		94,160	103,035	99,663	62,299	59,927
通所リハビリテーション	介護給付		14,982	16,477	17,464	19,032	20,713
	予防給付		1,020	1,338	1,693	2,730	3,276
	計		16,002	17,815	19,157	21,762	23,989
短期入所生活介護	介護給付		14,192	15,165	15,344	15,368	15,454
	予防給付		110	148	166	220	192
	計		14,302	15,313	15,510	15,588	15,646
短期入所療養介護	介護給付		1,181	1,242	1,398	1,575	1,719
	予防給付		1	2	9	4	4
	計		1,182	1,244	1,407	1,579	1,723
特定施設入居者生活介護	介護給付		21,586	23,252	25,274	26,795	28,385
	予防給付		1,792	1,990	2,146	2,542	2,906
	計		23,378	25,242	27,420	29,337	31,291
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付		0	7	263	268	338
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	7	263	268	338
福祉用具貸与	介護給付		94,246	99,607	104,249	107,727	110,610
	予防給付		5,736	7,457	10,087	13,628	16,256
	計		99,982	107,064	114,336	121,355	126,866
福祉用具購入費	介護給付		2,303	2,241	2,300	2,236	2,144
	予防給付		274	301	420	412	441
	計		2,577	2,542	2,720	2,648	2,585
住宅改修費	介護給付		1,596	1,625	1,691	1,817	1,744
	予防給付		396	404	645	726	743
	計		1,992	2,029	2,336	2,543	2,487
居宅介護支援・介護予防支援	介護給付		161,223	167,376	170,983	170,212	172,599
	予防給付		35,944	39,626	28,392	17,814	21,074
	計		197,167	207,002	199,375	188,026	193,673
合計	介護給付		554,038	583,979	607,028	591,331	605,076
	予防給付		84,733	95,015	70,054	44,344	51,933
	計		638,771	678,994	677,082	635,675	657,009

居宅サービス・介護予防サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H25	H26	H27	H28	H29
訪問介護	介護給付		5,387,553,598	5,237,538,730	5,151,768,694	4,939,560,751	4,948,272,565
	予防給付		404,650,385	413,911,417	212,968,423	4,189,852	1,578,217
	計		5,792,203,983	5,651,450,147	5,364,737,117	4,943,750,603	4,949,850,782
訪問入浴介護	介護給付		373,029,406	372,869,383	366,560,737	359,935,620	349,869,938
	予防給付		185,001	0	0	34,570	23,616
	計		373,214,407	372,869,383	366,560,737	359,970,190	349,893,554
訪問看護	介護給付		966,693,367	1,108,658,495	1,275,939,516	1,415,899,770	1,575,400,959
	予防給付		22,219,292	28,209,122	42,089,581	71,103,953	89,623,940
	計		988,912,659	1,136,867,617	1,318,029,097	1,487,003,723	1,665,024,899
訪問リハビリテーション	介護給付		107,771,172	124,125,046	130,956,776	144,744,606	175,606,272
	予防給付		3,750,655	3,930,683	5,073,509	8,811,610	10,123,180
	計		111,521,827	128,055,729	136,030,285	153,556,216	185,729,452
居宅療養管理指導	介護給付		563,432,760	637,328,378	703,967,979	775,435,110	848,247,802
	予防給付		17,570,205	24,120,999	27,751,449	35,429,782	44,915,112
	計		581,002,965	661,449,377	731,719,428	810,864,892	893,162,914
通所介護	介護給付		6,302,416,079	6,796,208,544	7,060,320,780	4,965,801,733	4,869,615,028
	予防給付		484,374,807	588,675,131	288,778,453	3,315,041	714,212
	計		6,786,790,886	7,384,883,675	7,349,099,233	4,969,116,774	4,870,329,240
通所リハビリテーション	介護給付		1,073,121,570	1,145,252,197	1,189,297,373	1,306,774,100	1,396,566,949
	予防給付		46,898,765	58,389,691	57,857,046	95,006,596	112,169,730
	計		1,120,020,335	1,203,641,888	1,247,154,419	1,401,780,696	1,508,736,679
短期入所生活介護	介護給付		1,127,182,564	1,217,483,643	1,221,792,176	1,222,683,495	1,293,713,244
	予防給付		2,922,504	4,808,834	5,107,425	7,177,814	6,703,067
	計		1,130,105,068	1,222,292,477	1,226,899,601	1,229,861,309	1,300,416,311
短期入所療養介護	介護給付		111,877,726	115,625,373	136,624,688	144,096,650	160,147,791
	予防給付		12,393	283,646	488,020	166,042	80,803
	計		111,890,119	115,909,019	137,112,708	144,262,692	160,228,594
特定施設入居者生活介護	介護給付		4,427,739,077	4,778,586,118	5,024,011,929	5,235,277,246	5,715,582,460
	予防給付		150,317,773	168,665,899	154,276,207	179,295,291	212,882,380
	計		4,578,056,850	4,947,252,017	5,178,288,136	5,414,572,537	5,928,464,840
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	介護給付		0	485,062	15,314,658	15,577,783	22,621,210
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	485,062	15,314,658	15,577,783	22,621,210
福祉用具貸与	介護給付		1,366,911,523	1,443,753,062	1,503,474,088	1,549,140,061	1,615,125,478
	予防給付		29,732,026	42,498,927	59,992,979	80,723,786	95,046,297
	計		1,396,643,549	1,486,251,989	1,563,467,067	1,629,863,847	1,710,171,775
福祉用具購入費	介護給付		64,923,320	63,711,467	68,141,028	67,329,989	66,312,189
	予防給付		6,480,763	6,964,581	11,558,179	11,665,865	12,146,972
	計		71,404,083	70,676,048	79,699,207	78,995,854	78,459,161
住宅改修費	介護給付		151,111,285	151,885,983	159,501,843	168,963,536	151,648,191
	予防給付		41,274,709	41,158,110	66,896,932	74,110,211	76,644,520
	計		192,385,994	193,044,093	226,398,775	243,073,747	228,292,711
居宅介護支援・介護予防支援	介護給付		2,312,499,518	2,413,682,836	2,524,426,094	2,538,043,749	2,587,006,508
	予防給付		173,609,062	191,685,578	149,750,429	90,908,130	107,117,824
	計		2,486,108,580	2,605,368,414	2,674,176,523	2,628,951,879	2,694,124,332
合計	介護給付		24,336,262,965	25,607,194,317	26,532,098,359	24,849,264,199	25,775,736,584
	予防給付		1,383,998,340	1,573,302,618	1,082,588,632	661,938,543	769,769,870
	計		25,720,261,305	27,180,496,935	27,614,686,991	25,511,202,742	26,545,506,454

福祉用具購入費支給状況

区分		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
要支援	件数(件)	274	301	420	412	441
	金額(円)	6,480,763	6,964,581	11,558,179	11,665,865	12,146,972
要介護	件数(件)	2,303	2,241	2,300	2,236	2,144
	金額(円)	64,923,320	63,711,467	68,141,028	67,329,989	66,312,189
合計	件数(件)	2,577	2,542	2,720	2,648	2,585
	金額(円)	71,404,083	70,676,048	79,699,207	78,995,854	78,459,161

特定福祉用具種目別一覧

(単位：件)

種目		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
入浴補助用具		2,244	2,236	2,289	2,300	2,276
腰掛便座		739	708	794	720	694
特殊尿器		5	8	6	7	1
移動用リフトのつり具		6	12	8	7	11
簡易浴槽		0	1	0	0	1
合計		2,994	2,965	3,097	3,034	2,983

※件数は延べ件数

住宅改修費支給状況

区分		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
要支援	件数(件)	396	404	645	726	743
	金額(円)	41,274,709	41,158,110	66,896,932	74,110,211	76,644,520
要介護	件数(件)	1,596	1,625	1,691	1,817	1,744
	金額(円)	151,111,285	151,885,983	159,501,843	168,963,536	151,648,191
合計	件数(件)	1,992	2,029	2,336	2,543	2,487
	金額(円)	192,385,994	193,044,093	226,398,775	243,073,747	228,292,711

改修種類別一覧

(単位：件)

種目		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
手すり		1,794	1,820	2,082	2,293	2,262
段差解消		404	414	452	472	375
床の円滑化		52	82	163	168	111
扉		159	151	189	222	201
洋式便器		126	48	55	67	60
合計		2,535	2,515	2,941	3,222	3,009

※件数は延べ件数

③ 施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わして入所・入院し、施設がケアプランを作成してサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者はサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。また、居住費（滞在費）・食費や日常生活費なども自己負担となる。

施設サービスの施設種別・要介護度別利用者数 (単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

施設・区分	年度	H25		H26		H27		H28		H29	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要介護1	345	1.4%	334	1.3%	433	1.6%	512	1.8%	338	1.1%
	要介護2	1,747	7.2%	1,867	7.4%	1,692	6.4%	1,511	5.5%	1,393	4.7%
	要介護3	3,969	16.2%	4,696	18.5%	5,330	20.0%	5,539	19.9%	6,113	20.8%
	要介護4	8,348	34.2%	8,568	33.7%	9,149	34.4%	9,707	34.9%	10,357	35.2%
	要介護5	10,020	41.0%	9,935	39.1%	10,024	37.6%	10,549	37.9%	11,233	38.2%
	施設別計	24,429	100%	25,400	100%	26,628	100%	27,818	100%	29,434	100%
介護老人保健施設	要介護1	949	8.2%	952	7.5%	1,176	8.6%	1,321	9.3%	1,337	9.6%
	要介護2	2,000	17.3%	2,117	16.8%	2,347	18.1%	2,752	19.2%	2,667	19.1%
	要介護3	2,791	24.2%	3,280	26.0%	3,596	26.3%	3,634	25.5%	3,439	24.7%
	要介護4	3,233	28.0%	3,617	28.6%	3,885	28.4%	3,960	27.8%	4,104	29.4%
	要介護5	2,574	22.3%	2,669	21.1%	2,666	19.5%	2,596	18.2%	2,399	17.2%
	施設別計	11,547	100%	12,635	100%	13,670	100%	14,263	100%	13,946	100%
介護療養型医療施設	要介護1	27	0.6%	37	0.9%	26	0.6%	16	0.5%	3	0.1%
	要介護2	88	2.0%	79	2.0%	84	2.2%	82	2.1%	67	1.9%
	要介護3	241	5.3%	190	4.7%	186	4.8%	205	5.2%	182	5.1%
	要介護4	1,207	26.7%	1,155	28.5%	1,094	28.7%	1,155	29.4%	1,151	32.0%
	要介護5	2,953	65.4%	2,589	63.9%	2,419	63.5%	2,465	62.8%	2,189	60.9%
	施設別計	4,516	100%	4,050	100%	3,809	100%	3,923	100%	3,592	100%
合計	要介護1	1,321	3.2%	1,323	3.1%	1,635	3.7%	1,849	4.1%	1,678	3.6%
	要介護2	3,835	9.5%	4,063	9.7%	4,123	9.4%	4,345	9.4%	4,127	8.8%
	要介護3	7,001	17.3%	8,166	19.4%	9,112	20.7%	9,378	20.4%	9,734	20.7%
	要介護4	12,788	31.6%	13,340	31.7%	14,128	31.9%	14,822	32.2%	15,612	33.2%
	要介護5	15,547	38.4%	15,193	36.1%	15,109	34.3%	15,610	33.9%	15,821	33.7%
	合計	40,492	100%	42,085	100%	44,107	100%	46,004	100%	46,972	100%
	重複利用を除く実人数	40,217		41,895		43,860		45,708		46,704	

施設サービスの種類別経費

(単位：円)

種類	年度	H25	H26	H27	H28	H29
介護老人福祉施設		6,500,100,977	6,724,305,092	6,900,335,475	7,121,813,475	7,911,544,133
介護老人保健施設		3,229,840,409	3,502,745,510	3,692,535,941	3,791,761,189	3,912,356,818
介護療養型医療施設		1,668,353,505	1,506,128,147	1,408,372,823	1,423,091,709	1,316,494,801
合計		11,398,294,891	11,733,178,749	12,001,244,239	12,336,666,373	13,140,395,752

施設サービスの利用状況（各年度3月の利用者数）

（単位：人）

種類	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
介護老人福祉施設	2,094	2,154	2,277	2,401	2,650
介護老人保健施設	1,023	1,118	1,207	1,196	1,200
介護療養型医療施設	353	326	337	304	267
合計	3,454	3,571	3,799	3,874	4,117

※合計は、同一月に2施設以上でサービスを受けた場合は1人と計上するため、各施設の合計と一致しない。また、各サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会からの給付請求情報をもとにした受給人数である。

④ 地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは、平成18年度に、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスとして創設された。このサービスは、地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供をするため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっている。

地域密着型サービスの利用には、居宅介護支援事業者にケアプランを作成してもらい、ケアプランに基づいて事業者と契約して利用する方法（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護が該当）と、直接事業者と契約してケアプランを作成してもらい、利用する方法（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当）がある。サービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者に支払われる。なお、サービス種類によって、食費等も自己負担となる。

地域密着型サービスの要介護度別利用者数

（単位：人 ※各年度1年間の累計数値）

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	29	0.2%	40	0.2%	48	0.3%	95	0.2%	90	0.2%
要支援2	57	0.4%	50	0.3%	49	0.3%	36	0.1%	54	0.1%
要支援計	86	0.6%	90	0.5%	97	0.6%	131	0.3%	144	0.3%
要介護1	1,944	12.2%	2,116	12.5%	2,396	13.8%	13,802	27.1%	14,797	26.9%
要介護2	3,729	23.2%	4,050	23.9%	4,391	25.3%	16,477	32.3%	18,290	33.2%
要介護3	4,195	26.2%	4,466	26.3%	4,502	26.0%	10,712	21.2%	11,187	20.3%
要介護4	3,250	20.3%	3,427	20.2%	3,084	17.8%	5,690	11.2%	6,236	11.3%
要介護5	2,803	17.5%	2,830	16.7%	2,868	16.56%	4,023	7.9%	4,388	8.0%
要介護計	15,921	99.4%	16,889	99.5%	17,241	99.4%	50,704	99.7%	54,898	99.7%
合計	16,007	100%	16,979	100%	17,338	100%	50,835	100%	55,042	100%

地域密着型サービスの種類別利用者数

(単位：人 ※各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付	790	1,296	1,600	1,553	1,626
	看護給付					
夜間対応型訪問介護	介護給付	3,554	3,611	3,759	3,497	3,636
地域密着型通所介護	介護給付	—	—	—	33,987	36,984
認知症対応型通所 介護	介護給付	3,640	3,690	3,324	3,414	3,264
	予防給付	4	3	0	2	8
	計	3,644	3,693	3,324	3,416	3,272
小規模多機能型居宅 介護	介護給付	2,323	2,602	2,796	3,026	2,989
	予防給付	76	82	94	128	136
	計	2,399	2,684	2,890	3,154	3,125
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付	—	—	—	11	52
認知症対応型共同 生活介護	介護給付	5,925	5,777	5,855	6,196	6,336
	予防給付	6	5	3	0	0
	計	5,931	5,782	5,858	6,196	6,336
特定施設入居者 生活介護	介護給付	0	0	0	0	0
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所 者生活介護	介護給付	—	10	12	12	11
合 計	介護給付	16,232	16,986	17,346	51,696	54,898
	予防給付	86	90	97	130	144
	計	16,318	17,076	17,443	51,826	55,042
	重複利用を 除く実人数	16,007	16,979	17,338	50,835	53,942

※1 地域密着型通所介護は、平成 28 年 4 月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。

※2 看護小規模多機能型居宅介護は、平成 28 年 11 月に区内に 1 所開設した。

※3 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できない。

地域密着型サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H25	H26	H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付		137,296,434	216,829,391	291,898,748	289,446,880	322,174,273
	介護給付		83,803,956	75,194,728	80,277,974	79,791,878	88,272,964
地域密着型通所介護	介護給付		—	—	—	2,252,023,115	2,523,059,162
認知症対応型通所 介護	介護給付		434,259,438	447,747,294	395,007,962	397,221,086	396,281,800
	予防給付		297,765	235,709	0	92,945	371,160
	計		434,557,203	447,983,003	395,007,962	397,314,031	396,652,960
小規模多機能型居宅 介護	介護給付		518,340,354	595,854,055	623,170,966	697,151,525	703,674,755
	予防給付		5,907,627	5,849,345	6,354,784	7,302,755	8,344,329
	計		524,247,981	601,703,400	629,314,796	704,454,280	712,019,084
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付		—	—	—	3,564,920	13,654,131
認知症対応型共同 生活介護	介護給付		1,510,187,004	1,541,937,223	1,547,574,350	1,623,600,343	1,685,951,171
	予防給付		1,247,330	692,215	728,454	0	0
	計		1,511,434,334	1,542,629,438	1,548,302,804	1,623,600,343	1,685,951,171
特定施設入居者 生活介護	介護給付		0	0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入 所者生活介護	介護給付		—	2,607,669	2,901,807	2,963,889	2,906,140
合 計	介護給付		2,683,887,186	2,879,478,145	2,940,831,807	5,345,763,636	5,735,974,396
	予防給付		7,452,722	6,777,269	7,083,238	7,395,700	8,715,489
	計		2,691,339,908	2,886,255,414	2,947,915,045	5,353,159,336	5,744,689,885

※1 地域密着型通所介護は、平成 28 年 4 月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。

※2 看護小規模多機能型居宅介護は、平成 28 年 11 月に区内に 1 所開設した。

※3 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できない。

(2) 利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に、利用者は費用の一部を負担するが、低所得者等が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策を実施している。

① 該当する方への軽減

ア 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額（福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外）の世帯での合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。

高額介護（介護予防）サービス費における負担限度額（月額）

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者	【個人】15,000円 【世帯】15,000円
	高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	【個人】15,000円 【世帯】24,600円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	【個人】15,000円 【世帯】24,600円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	【個人】24,600円 【世帯】24,600円
第4段階	特別区民税課税世帯	【個人】37,200円 【世帯】37,200円
		※H29年8月から 【個人】44,400円 【世帯】44,400円
第5段階	現役並み所得者相当（同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる世帯）	【個人】44,400円 【世帯】44,400円

※平成29年8月から、第4段階の上限額が37,200円から44,400円に引き上げられた。
ただし、世帯内のすべての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が1割負担の世帯については、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12ヶ月）の負担上限額を設定し、超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）」として支給する。3年間の時限措置とし、平成29年8月1日からの1年間分の自己負担額から適用する。

支給状況

（単位：件・円）

利用者負担段階	年度	H25	H26	H27	H28	H29
		件数	12,552	13,259	14,157	14,386
第1段階	金額	130,473,722	140,175,622	149,021,322	164,095,607	177,373,316
	件数	41,878	44,541	46,534	48,524	49,783
第2段階	金額	538,865,034	566,775,577	592,116,897	609,853,538	642,411,821
	件数	13,301	14,463	14,750	15,473	17,337
第3段階	金額	95,842,944	102,651,181	103,194,577	109,258,007	128,633,016
	件数	10,188	11,013	14,348	17,942	20,769
第4段階	金額	54,634,636	60,547,376	150,840,099	255,612,798	288,117,596
	件数	—	—	3,559	7,874	4,022
第5段階	金額	—	—	48,448,525	106,471,797	55,441,450
	件数	77,919	83,276	93,348	104,199	108,475
合計	金額	819,816,336	870,149,756	1,043,621,420	1,245,291,747	1,291,977,199

※H29年度の第5段階は7月利用分までを集計し、8月利用分以降は第4段階に含める。

イ 高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間（毎年8月～翌年7月末）の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）

所得区分		年齢別区分	上限額			
			70歳以上	70歳未満		
				～H27年度	H28年度	H29年度
現役並み所得者	特別区民税の課税所得金額が145万円以上の方（70歳未満の場合は、医療保険の上位所得者に該当する方）	67万円	126万円	176万円 または 135万円	212万円 または 141万円	
一般	世帯員のいずれかが特別区民税課税で、現役並み所得者に該当しない方	56万円	67万円	67万円 または 63万円	67万円 または 60万円	
低所得Ⅱ	世帯全員が特別区民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない方	31万円	34万円	34万円	34万円	
低所得Ⅰ	世帯全員が特別区民税非課税で、所得が一定基準以下（年金収入額が80万円以下など）の方	19万円	34万円	34万円	34万円	

支給状況

（単位：件・円）

区分		年度	H25	H26	H27	H28	H29
現役並み所得者	件数		302	361	389	406	650
	金額		11,862,597	13,243,770	14,583,425	15,921,536	47,729,027
一般	件数		382	406	453	472	742
	金額		9,643,543	10,381,519	13,206,242	13,035,542	22,079,781
低所得Ⅱ	件数		809	918	982	1,011	1,118
	金額		27,618,812	30,390,490	31,896,632	32,272,375	35,708,065
低所得Ⅰ	件数		2,461	2,630	2,841	2,943	3,128
	金額		87,257,648	94,531,023	98,029,672	99,396,188	106,872,533
合計	件数		3,954	4,315	4,665	4,832	5,638
	金額		136,382,600	148,546,802	157,715,971	160,625,641	212,389,406

※この制度において世帯とは、基準日（7月31日）現在、同じ医療保険に加入している方をいう。

※対象期間は毎年8月から翌年7月（12か月）

※同一対象期間に同一被保険者が複数回支給された場合は1件とする。

ウ 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により利用者負担額を一定期間減額・免除する。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
減免者数（人）	2	2	2	1	3
減免金額（円）	96,492	153,174	177,020	31,944	514,343

② 低所得者への軽減

ア-1 食費・居住費（滞在費）の軽減

（特定入所者介護（介護予防）サービス費：補足給付）

低所得者の負担を軽減するため、特別区民税非課税者等に対して、介護保険施設サービス等の利用時（入所・短期入所）の居住費（滞在費）・食費について、基準費用額（平均的な費用）と自己負担限度額との差を、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で補う制度である。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区 分	居 住 費				食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の合計所得金額と課税対象年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない。	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階	基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額				
・本人または世帯員が特別区民税課税 ・世帯分離している配偶者が住民税課税	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額
※預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円超の場合には、軽減対象外

区分	年度	H25	H26	H27	H28	H29
		第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	678人	699人	791人	812人
第2段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の合計所得金額と課税対象年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	3,203人	3,347人	2,477人	1,284人	1,062人	
第3段階 世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない。	1,541人	1,570人	1,162人	2,278人	2,691人	
合 計	5,422人	5,616人	4,430人	4,374人	4,656人	
給付額（円）	1,141,006,583	1,205,323,574	1,224,771,978	1,151,972,517	1,136,742,939	

アー２ 利用者負担第４段階の特例減額措置

本人または世帯員が特別区民税を課税されていると、利用者負担第４段階に該当し、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象にならない。ただし、高齢夫婦等の二人以上世帯で、一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になるような場合には、利用者負担第３段階とみなして、アー１と同様、居住費（滞在費）や食費を減額する。

認定件数

(単位：人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
食費	0	0	2	1	3
居住費	0	0	2	1	1

アー３ 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方(旧措置入所者)に対して、平成12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費（滞在費）・食費の軽減を行う。利用者負担は「施設サービス費」、居住費（滞在費）・食費は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で賄われる。

認定件数

(単位：人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
利用者負担額減免	33	23	19	11	10
特定負担限度額認定 (食費・居住費)	70	53	38	24	22

イ 生計困難者に対する利用者負担額の減額

特別区民税世帯非課税者等の一定の要件に該当する方が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、利用者負担額（介護サービス費、居住費・滞在費、食費）を3/4（高齢福祉年金受給者は1/2）に軽減する。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
認定件数(人)	250	287	300	317	374
助成件数(延べ人数)	1,523	1,480	1,409	1,423	1,314
助成金額(円)	6,004,752	6,750,930	7,904,198	9,431,737	9,458,876

ウ 境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。適用される費用は、負担限度額（居住費・食費）、高額介護等サービス費および保険料である。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
適用の種類	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料
軽減者数(人)	18	30	27	33	41

(3) 介護保険関連給付

① 自立支援住宅改修給付

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定申請の結果「非該当」となった方のうち、身体状況などに関する一定の要件を満たす方で、住宅改修が必要と認められる方に改修費の9割相当額（限度額あり）を給付する。

また、65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害により、既存設備での利用に困難があるため、浴槽の取替え等の住宅改修を行ったときに、改修費の9割相当額（限度額あり）を給付する。一部、介護保険住宅改修給付と併用可能である。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
助成件数(件)	745	675	309	328	229
助成金額(円)	88,489,957	81,435,900	68,263,058	81,528,764	45,648,531

② 暫定サービス利用者負担助成【練馬区独自事業】

要介護（要支援）認定申請中に死亡し、要介護（要支援）認定結果が出なかった方が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用していた場合に、保険給付相当額を支給する。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
助成件数(件)	12	0	7	11	6
助成金額(円)	343,232	0	142,646	272,249	87,757

(4) 給付適正化の推進

① 要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づき、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査員および認定審査会委員に対して研修を実施するなど、要介護認定の平準化に取り組んでいる。
(P10 および P14 参照)

② ケアプラン標準化事業

介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、介護支援専門員の資格を持った介護給付調査員が事業所を訪問し、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言、指導している。また、平成27年度から、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を実施し、さらなる給付適正化を図っている。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
実施事業者数	56	49	62	87	83
点検件数	100	78	101	126	123
うちガイドライン方式	—	—	7	15	26

③ 住宅改修点検

住宅改修の必要性、内容および価格の適正等について、専門的見地から点検するために、一定の資格を有する者への委託により、書類審査および訪問調査を実施している。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
審査件数	2,138	2,072	2,478	2,637	2,497
訪問調査件数	24	46	51	57	58

④ - 1 縦覧点検

請求が確定した給付実績に対し、複数月・複数事業所では請求できない介護給付費の算定がないか等を国保連合会から提供されるデータより検索し、該当する事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

④ - 2 医療情報との突合

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

⑤ 介護給付費通知

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、平成19年度から介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知している。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
実施回数	2	2	2	2	2
通知延べ件数	44,015	46,434	48,284	50,396	52,181

⑥ 返還請求等

給付の適正化を図るため、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正や、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

不適切な算定による返還請求

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	4	4	0	2	1

第三者行為求償（申請件数）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	1	0	0	4	5

(5) 保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じてつぎのような措置がとられる。

① 1年間滞納した場合（支払方法の変更）

利用したサービスは全額自己負担となる。後日申請により保険給付費を返還する。

② 1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用したサービス費用は全額自己負担となる。保険給付費についても、一部または全部が一時的に差し止めとなる。

③ 2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

介護保険料を滞納している期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が一定期間3割（平成30年8月から本来の自己負担が3割の場合は4割）に引き上げられる。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費および特定入所者介護等サービス費の支給が受けられなくなる。

実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	96	89	83	107	126

5 地域支援事業

平成 18 年の制度改正により、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業が創設された。また、平成 26 年の介護保険法改正を受け、練馬区では、平成 27 年度に高齢者の介護予防および自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

なお、地域支援事業は、(1)介護予防・日常生活支援総合事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の 3 事業で構成する。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援相当者(要支援 1・2 の認定者および健康長寿チェックシートの回答が生活機能低下の基準に該当する事業対象者)を対象とした「① 介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての第 1 号被保険者およびその支援のための活動に関わる方を対象とした「② 一般介護予防事業」とに区分される。

① 介護予防・生活支援サービス事業

事業名		年度		
		H27	H28	H29
訪問サービス	延べ人数	14,098 人	27,076 人	27,397 人
	決算額	206,868,811 円	421,949,906 円	433,889,039 円
通所サービス	延べ人数	11,504 人	23,859 人	26,051 人
	決算額	291,559,249 円	667,828,541 円	741,394,644 円
食のほっとサロン ※1	参加延べ人数	—	—	2,893 人
	実施延べ回数	—	—	484 回
	決算額	—	—	3,011,223 円
高額介護予防等サービス相当事業	延べ人数	293 人	1,009 人	1,165 人
	決算額	958,389 円	2,906,985 円	4,315,382 円
シルバーサポート事業 ※2	延べ件数	—	147 件	223 件
	決算額	—	134,260 円	206,590 円
高齢者筋力向上トレーニング	参加延べ人数	4,460 人	3,992 人	4,079 人
	実施延べ回数	664 回	606 回	642 回
	決算額	29,117,907 円	27,601,355 円	28,411,476 円
介護予防ケアマネジメント	延べ人数	21,402 人	35,986 人	36,401 人
	決算額	78,711,150 円	141,128,528 円	145,110,819 円
審査支払手数料	延べ件数	23,137 件	51,700 件	54,743 件
	決算額	1,388,220 円	3,102,000 円	3,272,880 円

※1 平成 29 年度に一般会計保健福祉費から介護保険会計に組み替え、介護予防・生活支援サービス事業の通所サービス B に移行

※2 平成 28 年度事業開始

② 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

事業名		年度	H27	H28	H29
介護予防小冊子作成	作成部数		パンフレット11,400部	パンフレット12,500部	パンフレット13,000部
	決算額		725,706円	741,960円	684,720円
講演会・健康教育 教室・健康相談	参加延べ人数		3,060人	3,239人	3,779人
	実施延べ回数		121回	147回	183回
	決算額		3,407,245円	4,100,129円	8,169,714円
よりあいひろば事業 ※1	参加延べ人数		12,118人	12,020人	事業終了
	実施延べ回数		636回	605回	
	決算額		13,500,000円	13,470,000円	
介護予防 キャンペーン事業	参加延べ人数		1,639人	1,733人	1,976人
	決算額		2,243,820円	1,555,218円	2,046,295円
いきがいデイサービス事業 ※2	参加延べ人数		—	15,402人	16,264人
	実施総回数		—	1,574回	1,637回
	決算額		—	36,107,158円	37,495,869円
認知症予防啓発事業	参加延べ人数		333人	362人	330人
	実施延べ回数		5回	6回	6回
	決算額		340,718円	323,296円	307,960円
認知症予防プログラム事業	参加延べ人数		956人	1,100人	1,248人
	実施延べ回数		68回	85回	85回
	決算額		3,010,765円	3,941,650円	3,980,570円
介護予防推進員 支援事業	参加延べ人数		226人	126人	143人
	決算額		199,432円	114,376円	136,028円
介護予防把握事業 ※3	チェックリスト 実施数		89,815世帯 (配付世帯)	769人	1,190人
	決算額		19,024,507円	5,180,771円	6,916,170円
地域リハビリテーション活動支援事業 (自主活動支援・自立生活支援)	自主活動支援 延べ団体数		21団体	40団体	45団体
	自立生活支援 延べ人数		36人	128人	120人
	決算額		514,782円	1,382,148円	1,411,905円
一般介護予防事業評価事業	開催回数		1回	1回	1回
	決算額		47,400円	24,000円	36,000円
街かどケアカフェ	街かどケアカフェ (実施数・ 年間来所者数)		開設準備	1か所 12,029人	9か所 36,479人
	出張型 (年間来所者数)		—	—	11,108人
	決算額		32,337,252円	10,075,904円	45,702,532円

事業名		年度	H27	H28	H29		
健康長寿はつらつ教室 ※4	足腰しゃっきりトレーニング教室【室内】	参加延べ人数	1,691人	1,926人	2,134人		
		実施延べ回数	132回	96回	108回		
	足腰しゃっきりトレーニング教室【プール】	参加延べ人数	1,100人	1,579人	2,291人		
		実施延べ回数	96回	96回	160回		
	若さを保つ栄養教室	参加延べ人数	171人	H28から、わかわかかむかむ元気応援教室に統合			
		実施延べ回数	44回				
	しっかりかんで元気応援教室	参加延べ人数	227人				
		実施延べ回数	59回				
	わかわかかむかむ元気応援教室	参加延べ人数	—			505人	558人
		実施延べ回数	—			60回	60回
	まる得！若がえり教室	参加延べ人数	1,453人	2,771人	2,383人		
		実施延べ回数	191回	182回	138回		
決算額			37,254,104円	33,793,595円	33,812,116円		

※1 よりあいひろば事業は、平成29年度から出張型街かどケアカフェ事業に事業を再編

【出張型街かどケアカフェ】

地域包括支援センターが、地域集会所等で、茶話会や体操、出張相談など、様々なイベントを実施する。

※2 いきがいデイサービス事業は、平成28年度に一般会計高齢者福祉費から介護保険会計に組み替え、一般介護予防事業に移行

※3 介護予防把握事業

平成27年度：健康長寿チェックシートを含む介護予防普及啓発冊子を、要介護認定を受けていない高齢者に配付し、健康長寿チェックシートの自己チェック、高齢者相談センター（現：地域包括支援センター）への相談を勧奨

平成28年度以降：はつらつシニアクラブとして実施

【はつらつシニアクラブ】

地域で体力や体組成（筋力量や脂肪量など）、血管年齢などの測定会を開催し、健康へのアドバイスをを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングや介護予防サービスの紹介を行う。健康長寿チェックシートも実施する。

※4 健康長寿はつらつ教室は、平成27年度は介護予防・生活支援サービス事業、平成28年度から一般介護予防事業に移行

（2）包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センターが行う事業で、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導・助言などを行う事業である。

① 地域包括支援センター

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括的かつ継続的な支援事業を実施することを目的に設置された。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域の介護支援専門員等の支援・指導や関係機関のネットワーク作り等を行う。

平成 30 年度から、高齢者相談センター本所 4 か所・支所 25 か所体制を本所 25 か所に再編・強化し、名称を「地域包括支援センター」に変更した。

事業名		年度		
		H27	H28	H29
総合相談支援事業 ・権利擁護事業	相談件数	175,251 件	187,463 件	193,266 件
	(うち権利擁護相談)	(908 件)	(961 件)	(776 件)
決算額		924,822,080 円	971,284,388 円	1,034,782,465 円

② 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは、要支援者および事業対象者を対象とした介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを行う。介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できる。

ケアプラン作成実績

(各年度 3 月末)

事業名		年度		
		H27	H28	H29
介護予防支援	委託契約事業所数	199 か所	198 か所	206 か所
	作成件数 (委託分含む)	1,328 件	1,653 件	1,876 件
介護予防ケアマネジメント	委託契約事業所数	192 か所	191 か所	190 か所
	作成件数 (委託分含む)	2,889 件	3,088 件	2,995 件

③ 練馬区地域ケア会議

地域における高齢者等に対し、保健・医療・福祉に係る各種サービスを総合的に調整し、また地域包括ケアシステムを確立していくために、「練馬区地域ケア会議」を開催している。

平成 29 年度練馬区地域ケア会議の開催状況

(単位：合計回数)

会議の種類		内 容	開催数
地域ケア個別会議		・個別課題に対して多角的視点から検討および解決を積み重ねる中で地域課題を把握し、圏域会議につなげるもの	50
地域ケア圏域会議		・個別会議の地域課題の報告を受けて、地域課題の問題解決を図り、それを積み重ねる中で地域の実情により必要と思われる事項を把握し、推進会議につなげるもの	8
地域ケア推進会議		・圏域会議で検討した地域課題に対して地域の実情により必要と思われる事項を検討し、課題解決のために練馬区として必要な施策などに結びつけるもの	2
その他	全体会	・練馬区と構成員（サービス事業者および民生委員等）との情報交換等	2
	在宅介護支援センター会	・地域包括支援センターと在宅介護支援センターの運営に関する情報交換等	48

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者および要介護被保険者を現に介護する方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業である。「① 介護給付等費用適正化事業」、「② 家族介護支援事業」、「③ その他の事業」の3種類に区分される。

事業名		年度	H27	H28	H29
①	介護給付費適正化推進(ケアプランチェック)	実施事業者数	62 事業者	87 事業者	83 事業者
		決算額	6,522,492 円	9,793,533 円	11,473,173 円
	介護給付費適正化推進(介護給付費通知)	実施回数	2 回	2 回	2 回
		通知延べ件数	48,284 件	50,396 件	52,181 件
		決算額	3,270,888 円	3,634,312 円	3,775,628 円
家族介護者教室	参加人数	1,179 人	1,064 人	1,051 人	
	実施回数	109 回	100 回	97 回	
	決算額	2,452,500 円	2,250,000 円	2,182,500 円	
認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成	利用料助成件数	429 件	455 件	507 件	
	決算額	835,920 円	900,180 円	1,071,360 円	
認知症理解普及促進事業	認知症ポスター養成数	4,139 人	3,555 人	3,437 人	
	決算額	863,787 円	832,092 円	851,262 円	
②	認知症高齢者支援連携経費	認知症ガイドブックの発行	30,000 部	3,000 部	10,000 部
		医療・介護連携シートの発行	10,000 部	5,000 部	5,000 部
		決算額	942,246 円	175,344 円	411,719 円
家族介護慰労事業	支給件数	7 件	8 件	6 件	
	決算額	700,000 円	800,000 円	600,000 円	
紙おむつ等の支給	紙おむつ支給延べ人数	57,935 人	60,141 人	61,626 人	
	おむつ代支給延べ人数	4,415 人	4,385 人	4,170 人	
	決算額	302,178,490 円	312,930,842 円	318,938,568 円	
認知症介護者支援事業	介護家族の学習・交流会	4 回	4 回	4 回	
	電話相談	52 回(116 件)	52 回(134 件)	51 回(145 件)	
	決算額	1,637,514 円	1,676,555 円	1,433,918 円	
③	食事サービス(配食サービス)	利用人数	1,492 人	1,540 人	1,504 人
		食数	169,282 食	181,773 食	178,871 食
		決算額	55,902,449 円	59,481,512 円	57,130,071 円

6 介護保険財政

介護保険事業の費用は、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費（国、都、区で負担）で賄われている。この収入および支出については、法令に基づき特別会計を設けている。

（1）保険給付

介護給付・予防給付の費用は保険料と公費により、50%ずつ負担する。

平成29年度における保険料負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分（支払基金交付金）が28%であり、公費負担の内訳は、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護保険施設と有料老人ホーム等の特定施設に係る給付費（施設等給付費）については、国20%、都17.5%となっている。

なお、国の25%（施設等給付費20%）のうち5%については、区市町村間の介護保険財政の不均衡を是正するための調整交付金として交付され、平成29年度の練馬区の交付率は5.23%であった。

（2）地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」の費用負担は保険給付費と同様であり、平成29年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分28%、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護給付費と同じく、国の25%のうち、5%は調整交付金として交付される。（交付率は介護給付費と同様5.23%）

「包括的支援事業」および「任意事業」については、第2号被保険者の保険料負担がなく、平成29年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、国39%、都19.5%、区19.5%である。

また、費用負担の対象となる事業費（交付金対象額）には上限が設けられている。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」、「包括支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに設けられた算定式から算出した上限額の範囲内で、地域支援事業を実施することとなる。なお、厚生労働省との個別協議により上限額を引き上げることも可能である。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「平成26年度の予防給付等実績額×75歳以上高齢者の伸び率など」から算出した額に、「移行期間における10%特例」を適用して、上限額を設定した。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」は、「平成26年度の上限額×65歳以上の高齢者の伸び率」から算出した上限額の範囲内で実施することになるが、適用条件を満たす場合（給付適正化事業の実施）による特例を適用し、個別協議により上限額を引き上げた。

「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、日常生活圏域数・地域包括支援センター数に応じた算定式による上限額の範囲内で実施することとなるが、個別協議により上限額を引き上げた。

上限額を超えた分および高齢包括補助など他の補助金の対象となっている額を除いた区負担分は、区一般会計から繰り入れている。

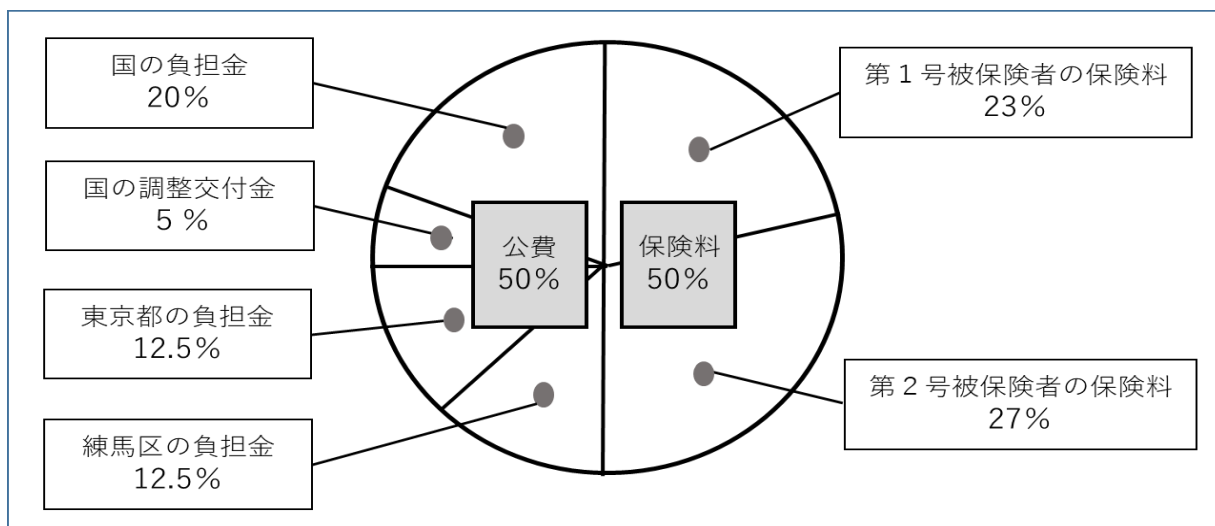
地域支援事業歳出総額と交付金対象額

(単位：円)

事業名		年度	H25	H26
介護予防事業	歳出総額		126,070,768	128,267,612
	うち交付金対象額		124,798,626	126,981,730
包括的支援事業＋任意事業	歳出総額		985,372,207	1,035,921,750
	うち交付金対象額		831,004,810	901,988,124
合 計	歳出総額		1,111,442,975	1,164,189,362
	うち交付金対象額		955,803,436	1,028,969,854

事業名		年度	H27	H28	H29
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額		721,209,457	1,375,461,780	1,500,311,932
	うち交付金対象額		687,581,981	1,364,089,606	1,446,386,361
包括的支援事業＋任意事業	歳出総額		1,300,128,366	1,363,758,758	1,432,650,664
	うち交付金対象額		1,050,305,557	1,071,019,107	1,105,717,030
合 計	歳出総額		2,021,337,823	2,739,220,538	2,932,962,596
	うち交付金対象額		1,737,887,538	2,435,108,713	2,552,103,391

【参考】第7期（平成30～32年度）の介護保険にかかる事業費の財源内訳



※施設等給付費の公費負担については、国15%、調整交付金5%、都17.5%、区12.5%となる。
 ※地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料負担はなく、国38.5%、都19.25%、区19.25%、第1号被保険者の保険料23%となる。

一般会計決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	年 度				
	H25 収入額	H26 収入額	H27 収入額	H28 収入額	H29 収入額
1 国庫支出金	866,000	13,282,000	65,405,380	56,911,430	66,546,465
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金	—	—	56,405,380	56,911,430	56,986,465
2 介護保険事業費	866,000	13,282,000	9,000,000	0	9,560,000
2 都支出金	3,620,000	4,169,000	33,268,690	34,581,715	34,458,232
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金	—	—	28,202,690	28,455,715	28,493,232
2 介護保険利用者負担軽減費	3,620,000	4,169,000	5,066,000	6,126,000	5,965,000
3 諸収入	1,247,071	1,321,865	1,048,582	1,013,594	1,137,767
1 広告料・雑入	1,247,071	1,321,865	1,048,582	1,013,594	1,137,767
歳入合計	5,733,071	18,772,865	99,722,652	92,506,739	102,142,464

(歳出)

(単位:円)

区 分	年 度				
	H25 支出額	H26 支出額	H27 支出額	H28 支出額	H29 支出額
1 介護保険事務費	482,114,604	478,611,313	513,269,666	483,990,302	534,941,994
1 事務費(臨時職員経費を含む)	60,446,429	61,623,462	68,309,807	70,609,608	70,888,592
2 認定調査等経費	336,388,571	338,450,024	356,460,182	327,970,799	366,000,053
3 介護認定審査会経費	82,037,066	75,115,849	85,366,655	81,049,753	89,170,177
4 地域密着型サービス運営委員会費	376,243	540,062	546,840	506,450	539,294
5 介護サービス事業者指定・指導経費	2,866,295	2,881,916	2,586,182	3,853,692	8,343,878
2 介護保険利用者負担軽減経費	6,004,752	6,750,930	7,904,198	9,431,737	9,458,876
1 生計困難者等に対する利用者負担額軽減助成費	6,004,752	6,750,930	7,904,198	9,431,737	9,458,876
3 介護報酬対象外サービス支援経費	343,232	0	142,646	272,249	87,757
1 暫定サービス利用者負担軽減費	343,232	0	142,646	272,249	87,757
4 介護保険会計繰出金	5,656,355,329	5,914,137,419	6,334,263,121	6,574,553,205	6,914,833,862
1 介護保険会計繰出金(サービス事業勘定含む)	5,656,355,329	5,914,137,419	6,334,263,121	6,574,553,205	6,914,833,862
5 都支出金概算交付金の精算金	856,000	721,000	472,000	658,000	646,000
1 精算金	856,000	721,000	472,000	658,000	646,000
歳出合計	6,145,673,917	6,400,220,662	6,856,051,631	7,068,905,493	7,459,968,489

7 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型（介護予防）サービス事業者、介護予防・日常生活支援サービス事業者、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者は、区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
居宅介護支援	206	217	216	226	218
介護予防支援	4	4	4	4	25

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
居宅サービスの種類					
訪問介護	192(190)	204(—)	199(—)	197(—)	191(—)
訪問入浴介護	12(12)	13(13)	12(12)	11(11)	11(11)
訪問看護	47(47)	52(52)	53(53)	52(52)	58(58)
訪問リハビリテーション	10(10)	10(10)	11(11)	13(13)	13(13)
通所介護	198(168)	209(—)	69(—)	70(—)	70(—)
通所リハビリテーション	16(15)	16(15)	17(16)	17(16)	18(17)
短期入所生活介護	29(28)	32(31)	33(33)	33(33)	34(34)
短期入所療養介護	13(13)	13(13)	14(14)	15(15)	16(16)
特定施設入所者生活介護	45(37)	50(38)	52(40)	55(43)	58(46)
福祉用具貸与	35(35)	39(39)	40(40)	41(41)	41(41)
特定福祉用具販売	36(36)	41(41)	43(43)	43(43)	44(44)
合計	633(591)	679(252)	543(262)	547(267)	554(280)

※1 () 内は指定介護予防サービス事業者の数

※2 基準該当サービス事業者（次ページ表に再掲）を含む。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設 各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
施設サービスの種類					
介護老人福祉施設	25(1,724)	27(1,864)	27(1,864)	27(1,864)	29(2,070)
介護老人保健施設	11(1,080)	11(1,080)	13(1,236)	13(1,236)	14(1,316)
介護療養型医療施設	3(296)	2(248)	2(248)	2(248)	2(248)
合計	39(3,100)	40(3,192)	42(3,348)	42(3,348)	45(3,634)

※ () 内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
居宅介護支援	1	1	1	1	1
訪問介護	2	2	2	2	2
通所介護	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1
介護予防支援	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

年	H26	H27	H28	H29	H30
サービスの種類					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7(－)	7(－)	7(－)	7(－)	9(－)
夜間対応型訪問介護	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)	2(－)
地域密着型通所介護	－	－	142(－)	129(－)	124(－)
認知症対応型通所介護	19(18)	16(15)	17(16)	17(16)	16(15)
小規模多機能型居宅介護	13(13)	14(14)	16(16)	16(16)	16(16)
看護小規模多機能型居宅介護	－	－	－	1(－)	1(－)
認知症対応型共同生活介護	29(29)	30(30)	32(32)	33(33)	33(33)
合計	70(60)	69(59)	216(64)	205(65)	201(64)

※()内は介護予防指定事業者の数

練馬区内に所在地のある介護予防・日常生活支援サービス事業者

各年4月1日現在

年	H27	H28	H29	H30
サービスの種類				
第1号訪問事業(訪問型サービス)	199	195	185	164
第1号通所事業(通所型サービス)	181	174	166	155
合計	380	369	351	319

※平成27年度事業開始

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を目的とし、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

事業者の種類・区分	年度	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護支援事業者		56	50	55	72	57
居宅サービス事業者		90	90	104	61	60
介護保険施設		0	8	6	6	7
地域密着型サービス事業者		11	29	21	46	52
基準該当サービス事業者		0	0	0	0	0
合計		157	177	186	185	176

集団指導

年度	実施日および対象事業者
H25	H25. 12. 20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H26. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H26. 2. 19 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H26	H26. 12. 1 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H27. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H27. 2. 9 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H27	H27. 12. 18 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H28. 1. 20、H28. 1. 22、H28. 1. 25、H28. 1. 28 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H28. 2. 17 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H28	H28. 12. 16 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H29. 1. 19 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H29. 2. 16 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H29	H29. 12. 20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H30. 1. 18 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H30. 2. 14 居宅介護支援事業者（午前）、訪問介護事業者（午後）

監査

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	1	0	1	0	0

8 介護人材の確保・育成

(1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援

地域包括支援センターを中心に、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行っている。ケアプランの作成を担う介護支援専門員や、地域の介護支援専門員の指導・支援を行う主任介護支援専門員等の資質向上を目的として、職務上必要な知識や技術の習得を支援するため、日常的な個別指導・相談や研修等を実施している。

平成 29 年度介護支援専門員研修の実施状況 (単位：人)

回	研 修 内 容	参加人数 (延べ人数)
1	質の向上ガイドライン研修	389
2	ファシリテーター研修	113
3	スーパービジョン研修	216
4	地域同行型実施研修(介護支援専門員人材育成)	110
5	地域カンファレンス・全体報告会	330

※1～3は主任介護支援専門員向け、4・5は主任介護支援専門員および介護支援専門員向け
 ※このほか、各地域包括支援センターは、当該圏域内を対象にした研修を実施している。

介護支援専門員資格は、平成18年度の法改正により5年毎の更新が必要となっている。介護支援専門員の維持・確保のため、平成21年度から介護支援専門員更新研修費の一部、平成29年度から主任介護支援専門員更新研修費の一部を、それぞれ助成している。

介護支援専門員資格更新研修費助成実績 (単位：人)

助成対象研修	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
専門研修ⅠおよびⅡに相当する科目の受講者	20	15	11	8	4
専門研修Ⅱに相当する科目の受講者	80	70	77	54	61
主任介護支援専門員更新研修の受講者	-	-	-	-	36

(2) 練馬介護人材育成・研修センター運営費の補助

専門性を持った介護従事者の育成と介護人材の確保を支援するため、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が設置する「練馬介護人材育成・研修センター」にかかる運営費を補助している。

① 人材育成事業

区内介護サービス事業所に勤務する従業員等を対象に無料で受講できる研修を実施した。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実施回数	124 (71種類)	121 (73種類)	120 (79種類)	110 (76種類)	104 (65種類)
参加者(延べ人数)	3,168	2,970	3,052	2,901	2,524

② 人材確保事業

介護分野での就労を目指す方等を対象に、仕事セミナー、就職面接会、事業所見学・面接会を開催することで、区内の介護サービス事業者が介護従事者を確保する機会を設けている。

	H25 年度			H26 年度			H27 年度		
	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者
仕事セミナー	4 回	211 人	0 人	3 回	127 人	2 人	3 回	115 人	0 人
就職面接会	1 回	33 人	8 人	2 回	87 人	23 人	3 回	166 人	31 人
事業者見学 ・面接会	2 回	31 人	10 人	2 回	27 人	7 人	2 回	32 人	11 人
	H28 年度			H29 年度					
	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者			
仕事セミナー	3 回	134 人	0 人	4 回	109 人	0 人			
就職相談 ・面接会	3 回	222 人	31 人	3 回	194 人	27 人			
見学・相談会	1 回	42 人	2 人	1 回	44 人	3 人			
事業所見学 ・面接会	2 回	24 人	9 人	2 回	27 人	6 人			

③ 相談支援事業

練馬介護人材育成・研修センターに登録している事業所に雇用される介護従事者が、精神的・身体的な悩み等について相談できる常設の相談窓口を設けている。

また、メンタルヘルスなどに関する講習会を実施している。

相談支援

(単位：件)

種類	年度	H25	H26
	こころの相談		38
からだの相談		2	2
暮らしの相談		7	8
面接メンタルヘルスカウンセリング			6

(平成 27 年度から内容変更)

(単位：件)

種類	年度	H27	H28	H29
	健康相談	電話	84	213
メンタルヘルスの カウンセリング	電話	58	42	104
	メール	1	1	0
	面談	0	14	12
セカンドオピニオン	電話	3	4	1
	面談	5	0	0

講習会

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実施 (回数)	6	5	6	6	6
参加者 (延べ人数)	124	89	131	90	88

(3) 介護人材確保・育成

区内の介護サービス事業所が、介護サービスを安定して提供できる体制を整えられるよう、介護人材の確保・育成に向けた支援事業を実施している。

① 介護職員初任者研修受講料助成

介護職員初任者研修修了後、区内介護サービス事業所に介護職員として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割（上限8万円）を助成する。

助成金交付者数

年度	H28	H29
件数	21件	90件

※平成28年度事業開始

② 介護職員実務者研修受講料助成

介護職員実務者研修修了後、区内介護サービス事業所に介護職員として就労期間が3か月かつ従事日数が45日以上ある等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割（上限10万円）を助成する。

助成金交付者数

年度	H29
件数	71件

※平成29年度事業開始

③ 訪問サービス従事者育成研修

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、区独自基準訪問型サービスの従事者育成研修を実施し、研修後、区内の訪問介護サービス事業所との就職相談会を開催した。

研修実績

H28年度				H29年度			
実施	申込者	修了者	就業者	実施	申込者	修了者	就業者
2回	431人	126人	39人	2回	328人	135人	39人

※平成28年度事業開始

④ 求人・採用活動支援事業

区内の介護サービス事業所に対して、人材確保に関する支援として、求人・採用活動や職員の定着に関するアドバイスを行う事業を実施した。個々の事業所に専門のアドバイザーを派遣する個別型コンサルタントと、講習会形式での集合型セミナーを行った。

支援実績

種別	年度	H28年度	H29年度
	アドバイザー派遣		25法人
集合型セミナー		74人	25人

※平成28年度事業開始

9 相談・苦情への対応など

(1) 相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区が行った行政処分に対する不服がある場合には、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

① 相談・苦情

区民からの相談や苦情は、地域包括支援センター、各総合福祉事務所高齢者支援係、介護保険課など区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果

分類	年度		H25		H26		H27		H28		H29	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
要介護認定に関すること	0	0%	1	3.4%	0	0%	1	4.0%	0	0%		
保険料に関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ケアプランに関すること	1	2.3%	1	3.4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
サービス供給量に関すること	1	2.3%	0	0%	1	2.1%	0	0%	0	0%	0	0%
介護報酬に関すること	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他制度上の問題に関すること	2	4.7%	0	0%	2	4.2%	0	0%	0	0%	0	0%
行政の対応に関すること	1	2.3%	1	3.4%	3	6.2%	1	4.0%	1	4.3%		
サービス提供・保険給付に関すること	26	60.5%	22	75.9%	35	72.9%	21	84.0%	22	95.7%		
その他(サービス提供者との人間関係等)	12	27.9%	4	13.8%	7	14.6%	2	8.0%	0	0%		
合計	43	100%	29	100%	48	100%	25	100%	23	100%		

② 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立を受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成15年6月に設置した。苦情調整委員(弁護士等学識経験者)3名と専門相談員2名で構成されている。

相談・苦情別件数(介護保険関連のみ)

(単位:件)

区分	年度	H25	H26	H27	H28	H29
相談		21	18	5	21	22
苦情(うち申立)		52(1)	86(9)	62(6)	64(3)	71(11)
合計		73	104	67	85	93

③ 審査請求

保険者（練馬区）の行った要介護認定に関する行政処分や保険料の賦課徴収等に関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

審査請求受理件数

（単位：件）

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29
要介護認定に関すること	0	0	1	0	0
介護保険料に関すること	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

（2）行事・広報

平成 29 年度の介護保険制度に関する行事や広報活動は、つぎのとおり実施した。

タ イ ト ル 等		実施・配布方法
介護週間事業	認知症フォーラム	区役所多目的会議室（10/28）
	あなたの元気度測定	石神井公園区民交流センター（11/8）
	ケアマネジャーに聞く「介護なんでも相談会」	石神井公園区民交流センター（11/8） 区役所アトリウム（11/9～10） 光が丘区民センター（11/13）
	福祉用具展示会・電動車いす体験試乗会	石神井公園区民交流センター（11/8） 区役所アトリウム（11/10） 光が丘区民センター（11/13）
	介護サービス実践発表会	ココネリ 3 階（11/9）
	介護サービスパネル展示・地域密着型サービス情報ブース	区役所アトリウム（11/9～14）
	住宅改修展示・バリアフリー改修相談会・介護用品特売市	区役所アトリウム（11/10）
	健康長寿はつらつフェスティバル講演会	練馬文化センター 大ホール（11/10）
	認知症サポーター養成講座	区役所多目的会議室（11/11）
パンフレット	すぐわかる介護保険	介護保険課および関係窓口にて配布
	同テープ版	介護保険課および地域包括支援センターの窓口での貸し出し
	介護保険のご案内	新たに 65 歳になる方に送る被保険者証に同封
	練馬区の介護保険料	保険料決定通知書発送時に同封
	こんにちは 高齢者相談センター（地域包括支援センター）です！	地域包括支援センターおよび関係窓口にて配布
冊子	練馬区内の指定居宅介護支援事業者一覧	介護保険課窓口にて配布
	練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	
	練馬区内の地域密着型サービス事業者一覧	
その他	介護保険料のご案内	保険料決定通知書発送時に同封
	ねりま区報（随時）	新聞折り込み、公共施設等での配布
	ホームページ	介護保険に係るお知らせ、統計データ等随時更新

10 諮問機関

(1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内および学識経験者2人以内の計25人以内で構成され、委員の任期は3年である。平成27年度に第6期の協議会を発足し、平成29年度は8回開催した。

平成29年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第7回	平成29年4月26日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・人口推計等（暫定版）について ・施策案 医療と介護の連携強化 ・施策案 認知症高齢者への支援の充実 ② 練馬区在宅介護実態調査の結果（速報）について
第8回	平成29年5月24日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・施策案 自立を支える介護予防と生きがいづくりの推進 ・施策案 ひとりぐらし高齢者を支える地域との協働の推進 ② 「医療と介護の相談窓口」における相談内容について
第9回	平成29年7月6日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・施策案 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実 ・施策案 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進 ② その他 ・第7期介護保険事業計画に関する基本指針（案）について ・グランドデザイン構想について ・練馬の介護保険状況について
第10回	平成29年8月28日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・答申（たたき台）について ・検討結果報告書（練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会） ・今後の検討スケジュールについて
第11回	平成29年10月26日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・答申（案）について ・計画（素案）の概要について
第12回	平成29年11月21日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・計画（素案）について
第13回	平成30年2月7日	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について ・第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

第 14 回	平成30年 3 月 29 日	① 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
--------	----------------	-------------------------------------

※回数 は 任期通算

練馬区介護保険運営協議会委員

平成 30 年 4 月 1 日現在

選出区分	氏名(敬称略)	所 属	
被保険者 (8人以内)	井上 昌知	公募委員 (春日町在住)	
	岩月 裕美子	公募委員 (高野台在住)	
	岩橋 栄子	公募委員 (旭町在住)	
	腰高 文子	公募委員 (中村北在住)	
	斎藤 晃子	公募委員 (石神井台在住)	
	嶋村 英次	公募委員 (中村在住)	
	高原 進	公募委員 (光が丘在住)	
	堀木 正宏	公募委員 (関町東在住)	
医療保険者 (1人以内)	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事	
医療従事者 (1人以内)	白戸 千昭	練馬区医師会 副会長	平成 28 年 6 月 25 日まで
	本多 一義	練馬区医師会 副会長	平成 28 年 6 月 26 日から
福祉団体の 職員または 従事者 (6人以内)	室地 隆彦	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
	大島 光昭	大泉町地区民生・児童委員協議会 会長	平成 28 年 11 月 30 日まで
	長谷川 和雄	練馬区民生児童委員協議会 代表副会長	平成 28 年 12 月 1 日から
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長	
	矢形 裕美	練馬地域包括支援センター 桜台支所 主任介護支援専門員	
	勝又 勝	練馬区社会福祉事業団 常務理事	平成 29 年 12 月 31 日まで
	西村 奨	練馬区社会福祉事業団 理事長	平成 30 年 1 月 1 日から
	川島 一夫	練馬区シルバー人材センター 会長	平成 29 年 6 月 23 日まで
山下 越子	練馬区シルバー人材センター 会長	平成 29 年 6 月 24 日から	
介護サービ ス事業者の 職員 (7人以内)	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長	
	中迫 誠	関町特別養護老人ホーム 施設長	
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長	
	今村 純一	居宅介護支援事業所 カインド 所長	
	中村 紀雄	らいおんハート リハビリ温泉デイサービス練馬	
	澤 幸広	(株)ケアサービス伊東 専務取締役	平成 29 年 3 月 31 日まで
	山添 友恵	(株)メディカル・アート 取締役	平成 29 年 4 月 1 日から
学識経験者 (2人以内)	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 学事顧問・教授	
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授	

※◎ : 会長 ○ : 会長代理

※任期 3年間 (平成 27 年 7 月 1 日~平成 30 年 6 月 30 日)

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成 18 年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者 6 人以内、居宅サービス等の利用者等 1 人以内、医療従事者 2 人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者 5 人以内、指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内、学識経験者 2 人以内の計 20 人以内であり、区長が委嘱し、任期は 3 年である。本会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、平成 29 年度は 7 回開催した。

平成 29 年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第 1 回	平成29年 5 月 30 日	① 平成 29 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について ② 練馬区地域包括支援センター事業評価（平成 28 年度分）の実施について ③ 練馬区高齢者基礎調査、在宅介護実態調査等の結果（速報）および第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第 2 回	平成29年 7 月 14 日	① 平成 28 年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告） ② 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第 3 回	平成29年 8 月 2 日	① 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第 4 回	平成29年10月19日	① 練馬区地域包括支援センター事業評価結果（平成 28 年度分）について ② 平成 29 年度第 1 回練馬区地域ケア推進会議について ③ 地域包括支援センターの運営体制の見直しについて ④ 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第 5 回	平成29年11月24日	① 地域ケア会議の見直しについて ② 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
第 6 回	平成30年 1 月 18 日	① 第 7 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ② 次期アクションプラン（素案）について ③ グランドデザイン（素案）について
第 7 回	平成30年 3 月 29 日	① 練馬区地域包括支援センター運営方針について ② 地域包括支援センターの設置および指定介護予防支援事業者の指定について ③ 平成 29 年度第 2 回練馬区地域ケア推進会議について

(3) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者6人以内、居宅サービス等の利用者等1人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者5人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。本会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護（介護予防）サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、平成29年度は7回開催した。

平成29年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	平成29年 5月30日	① 指定地域密着型サービス事業者の指定について ② 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について ③ 練馬区高齢者基礎調査、在宅介護実態調査等の結果(速報)および第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第2回	平成29年 7月14日	① 地域密着型サービス事業者の公募について ② 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ③ 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ④ 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ⑤ 第7期介護保険事業計画に関する基本指針(案)について ⑥ グランドデザイン構想について ⑦ 練馬の介護保険状況について
第3回	平成29年 8月 2日	① 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第4回	平成29年10月19日	① 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ② 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ③ 練馬の介護保険状況について ④ 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
第5回	平成29年11月24日	① 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ② 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ③ 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第6回	平成30年 1月18日	① 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について ② 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ③ 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について ④ 地域密着型サービス事業者の公募について

第7回	平成30年 3月29日	① 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の継続について ② 平成30年度地域密着型サービス実施指針について ③ 平成30年度地域密着型サービス事業者の公募について ④ 指定地域密着型サービス事業者等の指定について ⑤ 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について
-----	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

平成30年4月1日現在

選出区分	氏名 (敬称略)	所 属	
被保険者	豊 哲 男	公募委員 (南大泉在住)	
	中 村 正 文	公募委員 (光が丘在住)	
	飯 塚 裕 子	公募委員 (関町南在住)	
	江 幡 真 史	公募委員 (石神井町在住)	
	田 中 節 子	公募委員 (貫井在住)	
居宅サービス等の利用者等	大 泉 小百合	公募委員 (上石神井在住)	
医療従事者	辻 正 純	練馬区医師会 理事	平成28年7月21日まで
	平 良 勝 成	練馬区医師会 理事	平成28年7月22日から
	瓦 井 徹	練馬区歯科医師会 理事	
保健福祉関係団体の職員または従事者	寺 本 仁	練馬区薬剤師会 理事	平成29年7月13日まで
	會 田 一 恵	練馬区薬剤師会 理事	平成29年7月14日から
	植 村 光 雄	練馬区柔道接骨師会 会長	
	芹 澤 考 子	練馬区民生児童委員協議会	
	美 玉 典 子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長	
	堀 洋 子	ねりま社会福祉士会	
指定居宅サービス事業者等の職員	加 藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役	
	鵜 浦 乃里子	デイ・サービス太陽 管理者	
	青 木 伸 吾	有限会社アオキトゥーワン 代表	
	野 崎 武	練馬ケアマネジャー連絡会	平成28年7月21日まで
	里 見 茂 郎	練馬ケアマネジャー連絡会	平成28年7月22日から
学識経験者	◎宮 崎 牧 子	大正大学 教授	
	○吉 賀 成 子	帝京科学大学 准教授	

※◎：会長 ○：会長代理

※任期 3年間 (平成27年7月1日～平成30年6月30日)

11 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策の総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

平成29年度に第6期計画（27～29年度）の見直しを行い、第7期計画（30～32年度）を策定した。第7期計画では、平成30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

(1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にする
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

(2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) 施策

- ① 自立を支える介護予防と高齢者の社会参加の推進
- ② ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- ③ 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実
- ④ 医療と介護の連携強化
- ⑤ 認知症高齢者への支援の充実
- ⑥ 自分にあった住まい・施設の利用と介護人材対策の推進

12 資料

(1) 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国) 介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年 4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国) 介護保険関連三法公布
10年 4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20名 (うち公募区民 10名) ・(国) 介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年 4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約 3,500円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を 65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を 4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画 (平成 12~16年度) を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第2号被保険者に送付
12年 4月 5月 6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第2号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置 ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧 (居宅サービス版)」を創刊 ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第1号被保険者の介護保険料が 10月から年金天引き (特別徴収) となる方へ事前のお知らせを送付

12年 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊 ・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年 4月 7月 10月 14年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事業を開始 <ul style="list-style-type: none"> ○国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施 ○要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組 ・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等） ・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始 ・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対しての意見集約の諮問
14年 4月 10月 12月 15年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・都減免制度にあわせ、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施 ・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催） ・介護サービス事業者会が発足 ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年 4月 6月 7月 16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定システムの変更 （認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更） ・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減 ・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・「介護保険活用読本」を都と共同で作成
16年 4月 11月 17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の更新時の有効期間が12か月から24か月へ延長可能となる ・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等） ・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 <ul style="list-style-type: none"> ○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
17年 5月 6月 7月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者連絡会議設置 ・（国）「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決 ・制度改正地域説明会を開催（12回開催） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（高齢福祉年金受給者は5%のまま）

17年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険制度改正シンポジウムを開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定モデル事業(第二次)を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新
18年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額3,950円(平成18~20年度) ○生計困難世帯に対する第3期保険料の減額(平成18~20年度分) ○高齢者の特別区民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置(平成18・19年度分) ・介護保険認定調査員(非常勤職員)21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・要介護認定システムの変更(要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加)
18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険法の一部を改正する法律施行 ・介護報酬改定(在宅サービス平均1%減(軽度5%減、中重度4%増)) ・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険課事業計画主査を高齢社会対策課計画係に統合 ○事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 ○認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 ○基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所内に地域包括支援センターを設置 ○介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足 ・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費(滞在費)・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン標準化事業開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施(19年3月まで) ・「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの支所19か所を開設(在宅介護支援センターに併設) ・(国)特定高齢者該当基準の見直し
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施(介護保険サービス利用者調査等)
20年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成 ・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送(以降継続実施)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定 ・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長(平成20年度分)
20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスに区独自報酬を設定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サポーターモデル事業を開始(平成22年度から本事業として実施)

20年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護の日」にちなんだイベントを開催 ・「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）
12月	
21年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 3,950 円（平成 21～23 年度）と多段階化 ○生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成 21～23 年度分） ・区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成 ・（国）介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付
21年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+3%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・（国）要介護認定調査方法の見直し（認定調査項目 74 項目） ・練馬区福祉人材雇用促進事業を開始（平成 22 年 3 月末で終了） ・練馬区介護支援専門員更新研修費の助成開始（以降継続実施） ・練馬介護人材育成・研修センター設立 ・地域包括支援センターの支所を 3 か所増設（計 22 か所） ・地域包括支援センターに「高齢者相談センター」の呼称を使用開始
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定資料提供事務を変更
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期練馬区介護保険運営協議会が発足
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請の受付開始
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）要介護認定調査方法の再見直し ・介護職員処遇改善交付金対象期間開始（交付申請先は東京都）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護週間事業を実施（以降継続実施）
22年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のモバイルレジによる収納を開始
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）一般高齢者・特定高齢者を一次予防事業対象者・二次予防事業対象者に呼称を変更、二次予防事業対象者の把握方法を簡素化
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護人材等雇用促進事業を開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会に第5期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（日常生活圏域ニーズ調査、介護保険サービス利用者調査等）
23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）
24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 5,240 円（平成 24～26 年度）と特例第3段階の設定等 ○生計困難世帯に対する第5期保険料の減額（平成 24～26 年度分）
24年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+1.2%改定 内訳：在宅+1.0%、施設+0.2%）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期練馬区介護保険運営協議会が発足
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設
25年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談センターの支所を 2 か所増設（計 24 か所）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険運営協議会の審議事項および委員数を変更 ○延滞金の割合の特例の算定に用いる特例基準割合の定義の改定等
26年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・高齢者相談センターの支所を 1 か所増設（計 25 か所）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）
27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額 5,825 円（平成 27～29 年度）と第15段階の設定等

27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生計困難世帯に対する第6期保険料の減額（平成27～29年度分） ○新たな公費負担による低所得者への保険料負担の軽減 ○高齢者相談センター本所（光が丘・石神井・大泉）の業務委託開始
27年 4月 7月 8月 10月 28年1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（-2.27%改定 内訳：在宅-1.42%、施設-0.85%） ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始 ・第6期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・一定以上所得者の負担割合の見直し（2割負担の導入） ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る介護保険料の減免 ・マイナンバー利用開始 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険料の減免に係る申請期限を変更
28年 4月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・定員18人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行 ・介護保険運営協議会に第7期事業計画策定に向けての諮問 ・区内初の看護小規模多機能型居宅介護が開設 ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
29年 8月 10月 12月 30年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費の見直し（一般区分の自己負担限度額引き上げ） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○保険料基準月額6,470円（平成30～32年度） ○生計困難世帯に対する第7期保険料の減額（平成30～32年度分） ○公費負担による低所得者への保険料負担の軽減（平成30～32年度分）

(2) 介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱

(地域支援事業のみに関するものを除く)

介護保険に関する条例・規則

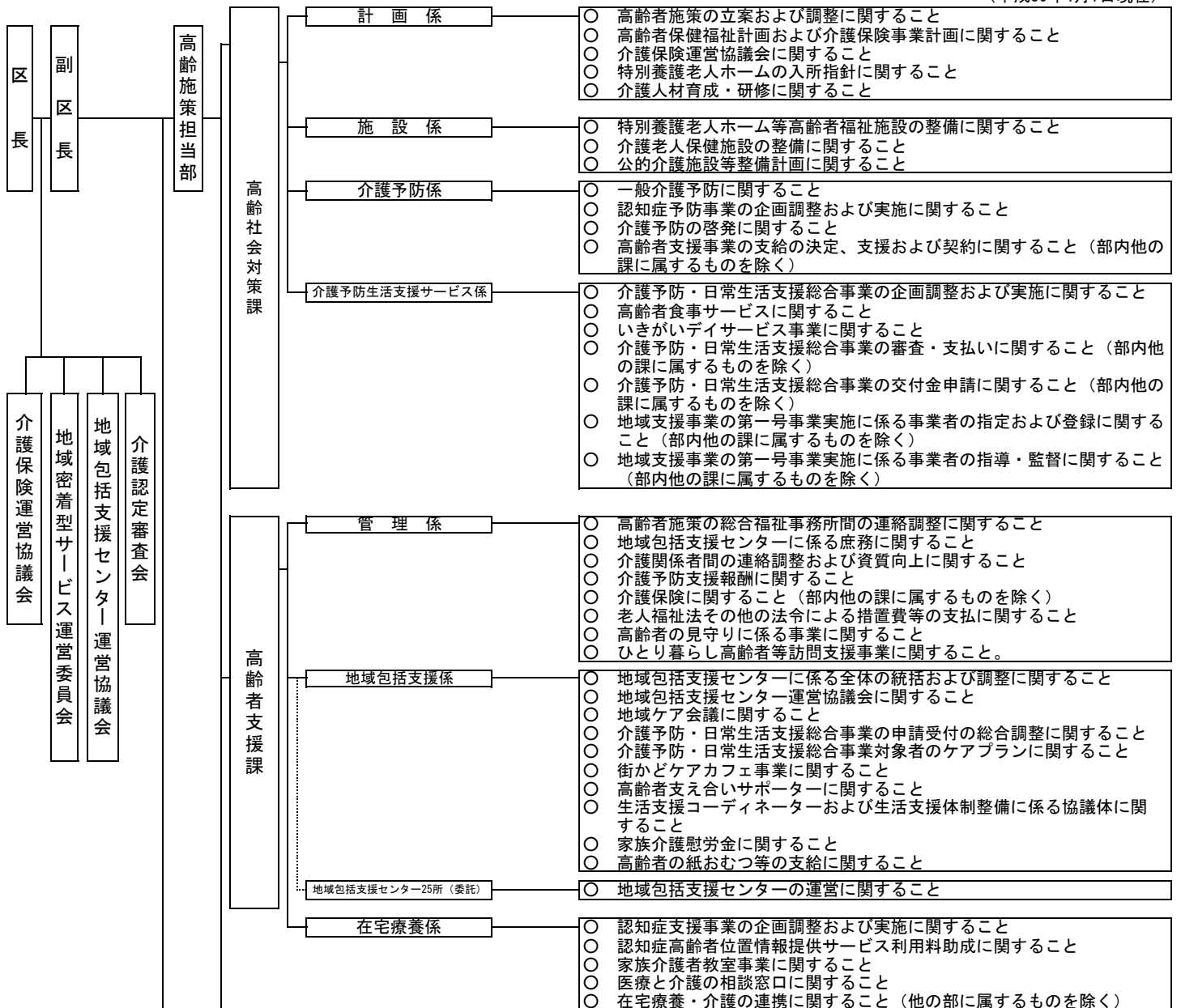
- ・ 練馬区介護保険条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険条例施行規則 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険給付準備基金条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則 (平成 15 年 5 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- ・ 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 27 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例 (平成 30 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例施行規則 (平成 30 年 3 月制定)

介護保険に関する要綱

- ・ 練馬区介護保険事業に係る要介護認定調査委託実施要綱 (平成 12 年 1 月制定)
- ・ 練馬区介護認定審査会運営要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区障害者訪問介護等利用者負担金助成事業実施要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区基準該当サービス事業者の登録に関する要綱 (平成 12 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事業実施要綱 (平成 12 年 8 月制定)
- ・ 練馬区介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険料の徴収猶予および減免処理要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険暫定サービス利用者負担軽減実施要綱 (平成 13 年 3 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険高額介護サービス費支給事務取扱要綱 (平成 14 年 9 月制定)
- ・ 練馬区生計困難世帯に対する介護保険料の減額に関する事務処理要綱 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険認定調査員取扱要綱 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護給付調査員取扱要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱 (平成 20 年 3 月制定)
- ・ 練馬区要介護・要支援認定資料提供事務取扱要綱 (平成 21 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護支援専門員更新研修費助成要綱 (平成 21 年 4 月制定)
- ・ 東日本大震災に伴う練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (平成 23 年 7 月制定)
- ・ 東日本大震災に伴う練馬区介護保険利用料等の免除等の取扱いに関する要綱 (平成 23 年 8 月制定)
- ・ 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱 (平成 25 年 1 月制定)
- ・ 練馬区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 25 年 2 月制定)
- ・ 東日本大震災に伴う練馬区介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱 (平成 26 年 3 月制定)
- ・ 練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 (平成 27 年 6 月制定)

(3) 介護保険関係組織、事務分掌

(平成30年4月1日現在)



介護 保険 課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の普及に関する事 ○ 介護保険の不服審査に関する事 ○ 介護保険事業の調整に関する事 ○ 介護保険事業の予算、決算および会計に関する事 ○ 介護保険の統計および調査に関する事 ○ 介護保険の苦情および相談のとりまとめに関する事 ○ 第三者評価支援に関する事 ○ 課の庶務事務に関する事 ○ 課内他の係に属しない事 	
	事業者指定係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者等の指定に関する事 ○ 居宅介護支援事業者等の指定に関する事 ○ 基準該当事業者の登録に関する事 ○ 指定サービス事業者等の情報に関する事 ○ 地域密着型サービス運営委員会に関する事 ○ 地域支援事業の第一号事業実施に係る指定事業者の指定に関する事 	
	事業者指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者等の指導監督に関する事 ○ 居宅介護支援事業者等の指導監督に関する事 ○ 介護施設等の指導監査に関する事 ○ 指定サービス事業者等の指導監査に関する事 ○ 居宅サービス計画等の適正指導に関する事 ○ 地域支援事業の第一号事業実施に係る指定事業者の指導・監督に関する事 ○ 運営推進会議に関する事 	
	介護認定第一係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定申請に関する事 ○ 要介護認定審査に関する事 ○ 要介護認定調査に関する事 ○ 審査会委員・調査員研修に関する事 	
	介護認定第二係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定申請に関する事 ○ 要介護認定審査に関する事 ○ 要介護認定調査に関する事 ○ 審査会委員・調査員研修に関する事 	
	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の保険給付に関する事 ○ 介護報酬の支払に関する事 ○ 負担割合証に関する事 ○ 保険給付の一部負担金に関する事 ○ 国民健康保険団体連合会の契約・支払いに関する事 ○ 高齢者自立支援住宅改修事業に関する事 	
	介護システム係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険システムの調整に関する事 ○ 給付適正化事業の調整に関する事 ○ 保険給付の不当利得に関する事 ○ 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の届出に関する事 ○ 国民健康保険団体連合会に関する事（契約・支払いに関する事を除く） 	
	資格保険料係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格の取得および喪失に関する事 ○ 被保険者証に関する事 ○ 保険料の賦課に関する事 ○ 保険料の収納に関する事 ○ 保険料の証明に関する事 ○ 保険料の還付および充当に関する事 ○ 保険料の収納委託および受託に関する事 ○ 保険料の滞納整理に関する事 ○ 保険料の滞納処分に関する事 	
福祉部	管理課	社会福祉法人係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の認可・定款変更に関する事 ○ 社会福祉法人の指導に関する事 ○ その他社会福祉法人の運営に関する事
		保健福祉サービス苦情調整委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉サービスの苦情を公平に調整すること（介護保険サービスを含む）
	総合福祉事務所	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法による福祉の措置および援護の調整に関する事
		高齢者保健担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関する事 ○ 圏域内の地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関する事 ○ 圏域内の地域ケア会議に関する事
健康部	健康推進課	健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人および高齢者の健康教育に関する事（部内他の課に属するものを除く）
		歯科保健担当係	
		保健相談所	

練馬の介護保険

—平成 29 年度（2017 年度）実績報告—

平成 30 年（2018 年）11 月発行
練馬区高齢施策担当部介護保険課
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1
T e l 03（3993）1111（代表）
E-mail kaigo@city.nerima.tokyo.jp

介護保険のページ

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/
hokenfukushi/kaigohoken/index.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/index.html)